令和元年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和元年 9月17日 (火) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番 大 江 寿 7番 池 賢 治 13番 米 濹 壽 重 \mathbf{H} 2番 村 上 光 謙武 8番 安 部 大 助 14番 遠 藤 義 信 博 3番 菊地 政 文 9番 芳 樹 15番 前 田 池 田 雄一 10番 平 晃 4番 石 橋 田 文 夫 16番 福 田 5番 村上 三三郎 11番 石 田 茂 春 6番 西 尾 幸太郎 12番 陽 髙 宮

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

高世偉 町 長 池田 上下水道課長 河 北 尚夫 中 文 男 副 町 長 大 庭 孝 久 建 設 課 長 田 教 育 長 村尾 秀信 大規模事業課長 村 上 和久 洋 二 総 津 施設管理課長 務 課 長 野 浩 大 西 会 計 管 理 者 渡 部 誠 危機管理室長 齋 藤 和幸 財 政 課 長 寛 弥 総務学校教育課長 池 田 茂良 石 田 税 務 課 長 濱 田 勉 社会教育課長 吉 隆 田 町 民 課 長 井 﨑 里 惠子 布 施 支 所 長 竹 本 久 福 祉 課 長 中林 眞 五 箇 支所長 金 坂 賢 一 保 健 課 長 平田 芳 春 支所長 中 順子 都万 田 境 課 中出張所長 樹 環 長 砂本 進 村 上 克 商工観光課長 鳥 井 登 中央公民館長 梨 勇 光 高 農林水産課長 藤川 芳 人 総務課長補佐 野 津 千 秋 千 明 地域振興課課長 佐々木 財政課長補佐 野 利幸 日

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

議事の経過

〇議長(米 澤 壽 重)

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1. 一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め 60 分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものでありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようにお願いいたします。

また、再質問は質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問 者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、10番:平田 文夫 議員

〇10番(平 田 文 夫)

おはようございます。一般質問を行います。

通告しております第一点の「第1次総合振興計画の評価について」、本町の「第1次総合振興計画」の基本施策別、基本方針8項目の検証評価が7月にまとめられて公表されておりますが、しかし、計画の第5章では、「計画推進の基本姿勢は、『隠岐の島町まちづくり基本条例(平成17年7月公布)』に基づき、まちづくりを推進します。」とあり、基本条例の第5章では行政評価の実施、第22条は、「町は、町政に対する町民の意見、要望を反映させ、地域の実情に即したまちづくりを効果的に進めるため、町民参加で行政評価を実施しなければならない」とあるが、なぜ、第1次の計画の評価は内部評価にとどめたのか、町長の所信を

お伺いします。

次に、平成 23 年の自治法改正により、市町村総合振興計画の策定義務が廃止されたことに伴い、総合振興計画の策定意義やあり方が問われております。「総合振興計画」においても施策や事業の PDCA サイクル、これは生産管理、品質管理を確立し、計画の進行管理を適切に実施することが求められていると思うが、この二点について町長の所信をお伺いいたします。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、平田議員の分割質問一点目、「第1次総合振興計画評価」についてのご質問にお答えします。

一点目の「なぜ、第1次計画の評価は、内部評価にとどめたのか」についてでありますが、 検証報告書は、第1次総合振興計画に掲げる基本施策を役場内部で取りまとめた「本編」とは 別に、町民の皆様方に第1次総合振興計画や今後のまちづくりに関してどのように考えてお られるのかをお聴きするためにアンケート調査を実施し、その結果を「町民アンケート結果 編」としてまとめたところでございます。

また、隠岐の島町総合振興計画条例に基づき、今年4月に設置されました総合振興計画審議会、 あるいは各地域や各種団体との意見交換会を通じて、計画の評価も含めた多くのご意見をい ただいたところであります。

このことから、内部評価だけではなく、町民の皆様にも参加いただき、まちづくり基本条例の趣旨に沿った第1次総合振興計画の評価を行なってきたものと認識しているところでございます。

二点目の「なぜ、施策や事業にPDCAサイクルを導入しないのか」についてでありますが、 事業につきましては、第1次総合振興計画における基本施策を具体的に実施していくために 策定する「事業実施計画」において、妥当性や緊急性、費用対効果等を勘案し、毎年見直し を行なっているところでありまして、計画から改善までのPDCAサイクルは機能しているもの と考えております。

しかしながら、「事業実施計画」の上位となる「基本施策」につきましては、現在 PDCA サイクルが確立されていない状況にありますので、第2次総合振興計画の「基本施策」には、KPI(重要業績評価指標)等により、具体的な目標を定めた上で、PDCA サイクルの導入を図りたいと考えているところでありますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

〇10番(平 田 文 夫)

「第1次総合振興計画」、これの第5章に基本姿勢がある訳です。そして、「隠岐の島町まちづくり基本条例」、都道府県のコードナンバーは32番、隠岐の島町の自治体コードナンバーは32528番、その中にしっかりと住民参画が謳われている訳ですよ。アンケートは確かに2月から実施をしております。だけどもこの条例を軽々に扱ってるんじゃないですか。あなた方が言うような。何のための条例制定なのか、町長にお伺いします。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ご指摘の「まちづくり基本条例」につきまして、我々は軽々に扱ったという認識はございません。また、今回の検証につきましても、住民の皆様方のご意見、地区に出掛けて伺っております。

最初の何のための「まちづくり基本条例」か、という事に対しましては、住民参画による "まちづくり" という風に認識しております。

〇10番(平 田 文 夫)

じゃあ、町長にお伺いしますけど、まちづくりを住民参加が中心ならそれに携わっているのは職員であります。町長就任してからもうすぐ3年間、その中で町長はどのような"職員像"を描いてきたのかお聞かせ願います。

〇番外(町長 池 田 高世偉

どういう "職員像" かということでございますが、常日頃から職員に申しておりますし、 課長会でもお願いしておりますが、まずもって基本的に私は「現場に出掛ける、住民の皆様 の声を伺う、現場を嫌がることを止めてくれ。」とずっと言っております。

やはり、仕事以外と言いますか、仕事に直接関係ない事でも皆さん方と話しておりますと次の施策のためになりますし、事業で伺った時に顔合わせができておりますとご協力をいただける部分も多いということから、まずは「現場に出掛ける職員になってください。」と、そしてもう一点が「頭から皆さんが言われたことを駄目だと言うことは止めてくれ。」と言ってます。

確かに、法律的な事、あるいは条例で決まっていることは守らなければなりませんが、やはりそこは"まち"としてどの程度、条文なり理解して対応できるか。駄目なものは駄目でいいじゃないかではなく、駄目であっても一旦は持ち帰って係内で十分協議をして、それでもどうしても駄目だという時に「駄目」だと言える職員になってくれという風に申しております。一旦は持ち帰って検討する。即座に駄目だと言わない。検討ができる職員という風に、大きくは私は二点で"職員像"を求めております。

〇10番(平 田 文 夫)

町長がそういうことを求めて、じゃ住民の皆さんは感じているのですか。私は感じていな いと思いますよ。

そこで、職員に必要な能力、そういうものが問われている訳ですよ。

まず、第一に「基礎能力」、それは社会人としての自覚と資質の向上、そして知識・技能に基づく実務処理、法令等についての基礎的知識、基礎的コミュニケーション。次は、行政目標推進能力であります。コミュニケーション能力、その中には説明・説得力、交渉・折衝力、プレゼンテーション、ファシリテーション、カウンセリング、コーチング、ロジカルシンキング。そして次には、政策形成能力であります。住民ニーズ等情報収集、問題発見・分析力、創意工夫、企画提案、政策立案。次には、専門知識と運用能力であります。これは法律、条例、規則、手続き等の調整と説明・運用。次には、行政管理能力、他部門との調整、部下指導育成リーダーシップ、難問解決、決断・実践、行政評価、危機管理。そして次には、自己管理能力であります。自己啓発促進、豊かな人間性のかん養ということが問われている訳です。町長。総務課長、筆記して町長に教えてくださいよ。

そういうことが、あなた方は問われている原因なんでしょう。そういうことが職員の育成に繋がり、住民の幸せに繋がっていることじゃないんですか。私はそういう風に思うが、町 長はどういうご意見を持っているかお伺いしたい。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

議員おっしゃるとおり職員像として、あるいは管理者としての資質、今すべての事がおっ しゃるとおりで、それに対してどう思うかということはございません。足らない部分が多い ということは改めて認識しております。

我々もまず課長の管理能力、ここをしっかりとやって行くことが職員の指導に繋がると思っております。今後ももう少し、今、言われましたたくさんの項目の足りない部分は十分感じておりますので、執行部として、今、課長も改めてそういった認識を持ったという風に思っております。持ち帰って再度、検証させていただきます。

〇10番(平 田 文 夫)

それで町長、一番大事な事は、このような視点から組織の活力を高め、職員一人ひとりの個性を重視した長期的・総合的な人材育成の推進によりプロ意識を持った職員を作るとともに、現行の人事・研修・評価制度を点検し、その課題を整理する中で開かれた人事制度の確立を図っていくことが町民のために有意義なことと思うが、町長の所見をお伺いしたい。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

答弁という部分が非常に欠けていると思っていますが、おっしゃることそのとおりで、それに対してどう思うかと言うことはございませんが、言われるように、平田議員以外の議員にも常に言われているのが「人材育成」また「人事」についてのことでございます。

私も「人事管理」「異動」につきましては、各課長、あるいは職員、係長とのコミュニケーションをもってやっているつもりでございます。適材適所という部分について、それなりと言いますとまた誤解を生みますが、適材適所でやっているつもりでございますが、合併以来のここ4年間は毎年8名程度の新人職員が入って来ます。その指導で追われている部分でありますが、言い訳はそこまでにしまして、指摘のとおり我々がしっかりとやっていきたいと思います。

〇10番(平 田 文 夫)

そこで問題の「行政評価」に対して、要するに背景というものがね、またこの町長就任した「第1次総合振興計画」を策定した時点から大きく変わっている訳ですよ。策定したのは合併してから4年、合併特例債というものが宙に舞っていた訳ですよ。そして次には、交付税の一本算定、そして景気というものがあまり良くないから税収のうねり、そういうものが今後本町に大きく圧し掛かってくる。そういうことを踏まえながら、また少子高齢化、住民ニーズの多様化というものが到来してくる訳です。そういうことを踏まえて、しっかりと現状をチェックするのが本来の姿であると思います。

そして、何を求めるか、目的にかなった取り組みができたのか、目標や方針がどれだけ達成できたのか、どれだけ成果が出ているのか、ということをしっかりと評価しながら次に向かうのは本来の姿と思いますが、町長の所信をお伺いしたい。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

議員ご指摘のとおり、今後の町財政、大変厳しいものとなると私も判断しております。言われたとおり、一本算定も含めてでございます。特例債もですが。

今後でございます「第1次総合振興計画」につきましては、きちんとした目標、PDCAサイクルへの計画ではなかったという風に認識しております。また、それが計画としてご提案しても、全国的にですが、そういった形でも計画は受け入れられる時代であったかと思います。

現在はまさに目標を設定して、その達成率をどう判断するか、その検証までのサイクルを きちんとしなさいという状況でございます。

最初に申し上げましたが「第2次総合振興計画」におきましては、きちんとした KPI 目標

設定によって改めてPDCAサイクルの中で、施策毎に達成率をきちんと把握しながら、次の事業に向かって行きたいという風に考えております。

〇10番(平 田 文 夫)

「総合振興計画」のことはそこまでにして、次に行きます。

町長が掲げる政策の一つであります、「住んで良かったまち」について、私は8月6日に所 管の行政視察で、健康、福祉の先進地である大阪の島本町にお伺いしました。それは介護の 「一次予防」、「二次予防」についてであります。

島本町は財政もそんなに良くない。そこで四国の高知市が取り組んでいる「いきいき百歳体操」をそのまま活用するために、高知市に訪問しそれを持ち帰って、また高知市の方に来ていただいて高齢者の「一次予防」、「二次予防」に取り組んでおります。そして、そのことを町長にしっかりと報告をし、まず保健師が包括支援センターを抱き込んで事業を展開している訳です。その結果、高齢者は元気になり、そして脳梗塞で病院に入院していた人が退院して、その中で体操を始めることによって健康を回復し、今では普通の行動ができるような状態のDVD も見せていただきました。

まさに、高齢者が生き生きと生活できるように支援することが、町民の健康寿命を延ばす ことと直結し、また高齢者の暮らしやすい町は、子どもも障がい者も暮らしやすい町に繋が り、重点施策として取り組むべきと思うが、町長の所信を伺います。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、平田議員の分割質問二点目、「住んでよかった」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、高齢化率が40%となった本町におきましては、町民の皆様の健康寿命を延ばすことがいかに重要であるかにつきましては、強く認識しているところであります。

本町では、町民の皆様が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域包括支援センター を核に、関係機関や民間事業所と協同で介護予防対策に取り組んでおります。

主な介護予防事業といたしましては、「お達者デイサービス」、「はつらつサロン事業」、「パワーリハビリ事業」、「らくらくエクササイズ事業」、「隠岐の風体操の実践」、「講演会」を始めとする普及啓発事業などを実施しております。

ご紹介いただきました島本町の取り組みにおきましては、すべて行政がお膳立てするのではなく、住民主体の活動としたことが普及、継続に大きく寄与しているものと推察されます。 当事例を参考にさせていただき、より効果的な啓発・普及方法や町民自らが取り組める仕組 みを本町の地域性に合った方法により検討してまいります。

また、包括支援センターと保健担当課の保健師が協働して取り組むことのできる体制につきましては、私自身、日頃から課を越えた横の連携を進めるよう指示しておりまして、現在も施策の検討、地域サロン支援などで事業連携を行っておりますが、現状で充分とは思っておりません。より一体的に施策を展開できる体制を早期に整備してまいります。

これからの介護予防につきましては、高齢者本人への支援はもとより、生活環境の整備や、 地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を 取り巻く環境の整備も含めたバランスのとれた支援が重要であります。昨年からスタートい たしました「シルバー人材センター」、「タクシー利用助成」なども介護予防に大きく寄与す る事業と捉えておりまして、引き続き力を注いでまいりたいと考えております。

高齢化が進んでも「高齢者が生き生きと暮らせる町」であれば、決して町の活力が失われることはありません。町の重点施策として、関係部署・団体・事業所などと一丸となり、介護予防をはじめとした包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇10番(平 田 文 夫)

確かに「やってる。やってる。」は聞くんですよ、でも結果は伴なってこない。住民の皆さんが安心して暮らせる町づくりを推進するためには、町長の言う「しっかりした連携」が必要なんですよ。サロンにしてもそうでしょう。

要するに、地域の民生委員が地域で活動するために地域で会をするけどもあまり少ない。 なぜ良くならないのですか。それを支援するのは社会福祉協議会じゃないですか。そういう 連携がまさに今、隠岐の島町に求められている訳ですよ。16日が「敬老の日」で皆さん社協 から多少なり何か貰ったかも知れませんけど、それには寄付をしている訳ですからね。そう いうことじゃなくして、社協がしっかり高齢者、福祉に対して取り組むということがまさに 求められている。

町長の分野とは違う分野ではあるけども、しっかりと町長はものを言って、動く社協にしてくださいよ。住民の皆さんが社協の職員の顔を知らないような社協はどこにも無いですよ。 地区の担当者が寄付を募りに回って、そういう風なことじゃなくして、やっぱり活きた寄付を集めるような、そういう社協に変身させることが私は一番の課題と思っておりますので、町長の最後の答弁をお願いします。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

社協に関しましては、住民の方からも多くの意見をいただいているところでございまして、 議員ご指摘の事も十分承知はしております。まだまだやるべきことはたくさんあります。た だ、どう考えるかという点につきましては、やはり社協が社会福祉、こういった部分の地域 の核であるということは間違いございません。さらに社協と連携を図るべく、協議をさせて いただきたいと思います。

〇10番(平 田 文 夫)

次に、「連携施策について」お伺いします。

連携施策とは、基本施策の枠を越えて、横断的に連携して実施することが求められる施策として選定され、これらの施策実施にあたっては、関係部署間での十分な連携の必要が求められております。先ほどの介護予防もその典型的な例であります。

まず、隠岐の島町は今、地域公共交通に関して議論されている。

今の交通が住民のために本当に良い交通体系なのか、高齢化が進んでいる中で、夏の暑い日に停留所に立っている高齢者がたくさん見られます。ましてや、停留所が見えないような所に立っている、ガードレールの外側に立っている訳ですよ。そういう風な交通体系で、これからの高齢者がどうして生きていられるんですか。しっかりと高齢者、住民、子どものために、その体系を徹底的に協議して取り組むことが求められています。

そして、第二点の「地域づくり」であります。

人口減少下のもとに、持続可能な地域づくりを進めるためには、そのような地域毎の人口減少、少子化高齢化の現状及び将来の見通しや、住民が漠然と抱いている地域の想いや不安を地域内で共有した上で、将来のまちづくりに生かしていくことが求められております。

この二点について、町長の所信をお伺いします。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、平田議員の分割質問三点目、「連携施策の重要性」についてのご質問にお答えします。

「連携施策の重要性」につきましては、私も議員と同様な考えでありまして、近年、行政課題が複雑化し、単一部署では解決できない課題が増えてきておりますので、従来の縦割り行政から関係機関も含めた幅広い部署が情報を共有し、横の連携を深めながら課題解決を図る分野横断的な取り組みを積極的に進めていくべきと考えております。

このことを念頭に、一点目の「地域公共交通における連携施策の重要性」についてでありますが、議員ご承知のとおり、現在、本町では、将来を見据えた持続可能な公共交通を維持・

確保していくための「地域公共交通計画」の策定作業を進めているところでございます。

計画の策定は「隠岐の島町地域公共交通会議」を中心に進めているところでありますが、 医療、福祉、教育、都市計画、地域振興、観光など多分野にわたる施策との調整が必要となりますので、関係部署で横の連携を十分図りながら、町民の皆様が利用しやすい公共交通の 実現に向け計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、二点目の「地域づくりにおける連携施策の重要性」についても同様でありまして、 地域づくりを推進していくためには、防犯・防災、住環境、交通、産業、医療、福祉など多 岐に及びますことから、関係部署と連携し、地域にお住まいの皆様方のご期待に応えられる よう、諸施策に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願い をいたします。

〇10番(平 田 文 夫)

町長にお伺いしますが、町長の考える「地域公共交通会議」というものはどういう風な機能を持っているかお伺いします。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

今のご質問にどういった役割といいますか、地域公共交通会議が担っているのかということでございますが、議員が最初に「暑い時に停留所で立っている」とか具体的な例を挙げられましたが、そういった皆様方の不便を考慮し、町民の皆様が利用しやすい公共交通の具体的な実現を図る、これがそのための調整、検討する会議という風に理解しております。

〇10番(平 田 文 夫)

地域公共交通会議は、地域で必要な公共交通網を「考え」「創り」「守り」「育て」「生かす」 方策を考え実行していく組織なんです。こういう本旨を忘れて、その会議が運営できるはず がなし。そういう風な事を議論する学識経験者等も集まる会議が機能しなくなってくる訳で すよ。

隠岐の島町は路線バス運行して 6,000 万、7,000 万円の赤字を抱え運行している訳です。 そういうことではなくして、もっと優しく、お金をあまり使わない、高齢者が行きたい時に 行ける、帰りたい時に帰れる、そういう風な親切な交通網というものを確立していかなけれ ばいけないと私は思っております。町長はどのようにお考えか再度質問いたします。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

どういった公共交通網を考えているかということでございますが、現在「地域公共交通会議」において路線バスも含め、あらゆる運行体系を検討しているところであります。ご指摘

の親切な公共交通網という点は、おっしゃるとおりでございまして、念頭にそのことも踏ま えながら公共交通網に関して協議を進めてまいります。

〇10番(平 田 文 夫)

隠岐の島町、特に島根県、これは国の助成制度に恵まれている訳ですよ。ということはいろんな助成制度がある21条でもいろんなコミュニティでも80条でも。その中で北海道が1番、島根県が2番に助成されている訳、そういう助成制度を活用しながら全体の交通網を考え、そして住民の皆さんが気軽に、特に高齢者は免許返納とかそういうことが求められている。免許が無くても普段と変わらず外出できるような、交通に対しての町づくりをしっかりと運行していくことが、まさに「住んで良かった」ということにも繋がる。「生まれて良かった」「訪れて良かった」という町長の政策にもマッチするじゃないですか。

一生懸命にみんなでタッグを組んで、町長一人でできることではないので皆さんが町長に協力をして、発言をしてしっかりやって行く。今日した発言は記録に残っておりますので町長、それを繰り返しながら皆さんも、住民の皆さんを守っていくという気概を忘れずに取り組んでほしい。最後に町長の答弁をお願いします。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

公共交通網に限らず、今日、我々執行部課長以下、改めまして検討すべきことは胸に思っていると思います。就任して3年ですが、少しずつ変わってきた点はご報告させていただきたいですが、以前より各課長が自分たちで横の連携を取りながら、まだまだ大きなところにはいきていませんが、単一的なことでは出来ないという事は十分分かるようになっておりますので、私の指示なくても地域振興、観光、農林というような形で必ず集まって協議をするような態勢が少しずつ取れてきております。

この点は指示がなくとも、課長が自分たちで考えながらやれているなという風に思っております。そういったこともご報告させていただきながら、改めて各課長も私と同じ気持ちになってくれていると思っておりますので、今後の我々の皆さん方とのご協議における、少しでも進歩が出来ているところをお見せしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇10番(平 田 文 夫)

じゃ皆さん、元気な顔をして今後頑張ってください。終わります。

〇議長(米澤壽重)

以上で、平田 文夫 議員の質問を終わります。

次に、5番:村上 三三郎 議員

〇5番(村 上 三三郎)

一点目、「家族経営の農業支援策の構築」についての質問をいたします。

農林水産省は、2018年度の食料自給率が17年度より1ポイント低下し37%なったと公表しました。カロリーベースですが、これは過去最低であり、先進国中で最低です。

安倍政権は2015年、食料自給率を2025年度に45%に引き上げる目標を決めています。しかし、その達成どころか、逆に目標から遠ざかっており、政府の食料政策や農政のあり方が根本から問われています。

歴代自民党政権がアメリカや財界の言いなりに食料を外国に委ね、農作物の輸入自由化、 農業切り捨ての政治を続けてきた結果です。

世界的には「家族農業」の時代だと言われています。国連「家族農業の10年」がスタート し「小農の権利宣言」も採択されています。これは大規模化・効率化・企業化一辺倒の見直 しが必要だとの認識が広がっていることの証左です。

隠岐の島町の現状と課題について、町の認識を問いたいと思います。

隠岐の島町では、農業者の高齢化や米価が生産費を償えない低価格で推移しているために、 耕作放棄地の拡大が広がっています。私は以前、このことについて質問したことがありました。 具体的には、西田集会所の隣接地の水田が耕うん機やトラクターが入れないことについて質問しました。

町長の答弁は「地盤沈下の改善と再耕地整備を行う」とのことでした。しかし、現状は以前のままになっています。

次の点について質問いたします。

- 一点目、隠岐の島町の「家族経営による農業の課題」についてどのように認識され、課題 の解決をされますか。
- 二点目、西田集会所に隣接する農地について、農業者や農業再生協議会などとどのような 協議をされましたか。そして今後どのように対応されますか伺います。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、村上三三郎議員の分割質問一点目、「家族経営の農業支援策の構築」についてのご質問にお答えします。

一点目の「隠岐の島町の家族経営による農業の課題」につきましては、兼業農家の高齢化 や後継者不足、米価の下落等により、耕作意欲の減退につながり耕作放棄地の発生など課題 が山積していることは承知しております。

また、担い手農家、認定農家への農地の集積が思うように進まないことも課題の一つであります。

このような状況にあって、本年度から実効性を高めた具現的な「人・農地プラン」の作成を求められており、8月29日に第1回目の検討委員会を開催したところでございます。

今後は、農地に関するアンケートを実施するほか、各地区に入り、農地の有効活用、集積、 集約の推進のための具体的な話し合いを進めてまいります。その話し合いの中で、地区の農 地の将来像や再整備についても検討されることになると考えております。

町といたしましても、耕作放棄地の発生を予防するため、隠岐の島町農業公社、島根県中間管理機構、農業委員会等関係機関と連携し、各地区の実情に応じた農業振興の推進に取り組んでまいります。

二点目の「西田地区の農地」についてでありますが、現在まで地区内の農業水利施設の状況調査を実施し、結果について地区説明会で報告するとともに、地域再生協議会の場でも地区の農地について協議をしてきたところでございます。

今後につきましては、先ほども申しましたとおり、人・農地プラン作成に向けたアンケート調査や地区での話し合いを予定しており、西田地区は中間管理事業の重点地区にも位置付けておりますことから、より積極的に取り組むことで、地区の農地の将来像について具体的に検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇5番(村 上 三三郎)

再質問いたします。

西田地区の農地についてご答弁いただきました。地区の農地の将来像について、具体的に 検討するとのことございますので、その成果に期待をいたします。

私は先日、現地に行って見ました。農家の人に聞きましたところ、台風など高潮になる時には、海水が田んぼに遡上することがあり、稲が被害を受けるとのことでした。この点についても検討が必要と思います。町長の所信を質します。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

再質問にお答えをいたします。

地区全体の農地につきましては申し上げました様に、重点地区でございますので、どういった形で、例えば再圃場もございましょうし、そういったことを地区と協議しながら地区の皆さんの意見もお伺いして、農地の整備を図っていくということでございます。

もう一点、海水がという点、これは以前から十分承知はしておりますので、現在この地域 につきましては、県道整備事業の計画がなされております。なかなか県道整備が少し停滞し ておりますが、県道整備の中で海水の逆流については検討していくということになっており ます。

〇5番(村 上 三三郎)

では、二点目の質問です。「後期高齢者医療制度の保険料滞納処分」についてです。

後期高齢者医療制度で保険料を滞納した人に対する差し押さえなどの滞納処分が2017年度までの9年間で約8倍に増えているとの報道がありました。

この制度が始まった翌年の2009年に滞納処分を受けた件数は、全国で834件でしたが、2017年度は6,816件と8倍になったとのことです。

一方で、保険料の滞納者は31万3,113人(10年度)から22万2,238人(17年度)と減少。 滞納額も80億803万円から77億804万円へと減少しています。

後期高齢者医療制度の保険料は、約8割の人が年金から天引きされる「特別徴収」です。 年金が年額18万円未満の場合や保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、被保険者が保険者に直接支払う「普通徴収」になります。保険料が払えず滞納になるのは「普通徴収」の人です。

滞納者数、額とも減っているのに、滞納処分が激増しているのは徴収強化や負担の公平性などを口実にして、減免や分納などを認めず滞納処分が行われていることがあると思われます。

介護保険料の値上げは2008年の制度導入以来、5回の保険料値上げを実施しています。 安倍政権は「全世代型社会保障の実現」の掛け声で、10月の消費税増税と併せて、後期高齢者の保険料を最大9割軽減している特例措置を7割軽減しようとしているとのことです。 軽減措置の改悪で診療や治療を諦めて健康を損ねるような事例が起こるようなことは絶対に避けなければなりません。

次の点について質問いたします。

- 一点目、このような政府の対策について、国や県からどのような情報が提供されているで しょうか
- 二点目、政府の施策について、町の立場で国や県に対して意思表示をされる用意がありますか。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、村上三三郎議員の分割質問二点目、「後期高齢者医療制度の保険料滞納処分」についてのご質問にお答えします。

一点目の「国や県からどのような情報が提供されているか」についてでありますが、今年 6月に、後期高齢者医療の保険者であります島根県後期高齢者医療広域連合から、被保険者に 対し、制度改正のリーフレットが直接郵送されております。また、7月には、町から被保険者 に対し、被保険者証の更新通知に併せて、制度改正を記載したパンフレットを郵送しており ます。

二点目の「町から国や県に対して意思表示をする用意があるか」についてでありますが、 島根県後期高齢者医療広域連合が、後期高齢者医療の保険者で、県内市町村はその構成団体 でありますので、その中で議論すべきと考えておりますので、ご理解いただきますようお願 いいたします。

〇5番(村 上 三三郎)

分割最後の「緊急通報システム」について質問いたします。

今、全国的に高齢の独居老人が増える傾向にあり、隠岐の島町も例外でなく、そうなると 本町でも孤独死が発生するおそれも増すものと思われます。町には、町民の命と暮らしを守 る責任があります。

慢性疾患がある等、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある 65 歳以上の方で一人暮らしの人や日中独居になる高齢者の方に、急病や事故などの時に通報ボタンを押すだけで受診センター等に通報されるシステムがあるとのことでございます。

次の点について質問いたします。

一点目、隠岐の島町の緊急通報システムの現状は、高齢の独居者等のニーズを満たしてい ないと思うが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

二点目、現在の町の課題と対応策をお示しください。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、村上三三郎議員の分割質問三点目、「緊急通報システム」についてのご質問に お答えします。

まず、本町における緊急通報システムの状況でありますが、「隠岐の島町緊急通報装置設置事業補助金交付要綱」に基づき、利用者に対する支援を行っております。

支援対象は、65歳以上の単身世帯又は65歳以上の方のみの世帯、障がいのある方のみの 世帯であります。支援内容は、通報装置設置導入に係る経費について、21,000円を上限に補 助するものであり、設置費用は実質この補助金で賄われることとなります。

利用者の負担につきましては、毎月約1,000円の維持費がかかる他、警備会社が緊急出動した場合、1回につき約3,000円が必要となります。

一点目の「隠岐の島町の緊急通報システムの現状」につきましては、現時点の導入件数が約70世帯となっております。導入支援を行うなど、高齢世帯のニーズに対応できているものと考えております。

二点目の「町の課題」でありますが、緊急通報システムも含め、町全体で高齢者世帯などの見守り体制をどのように充実させていくかであると考えており、現在、検討しておりますのは、行政、区・自治会、民生児童委員、介護関係事業者、ライフライン事業者などによる「高齢者の見守りネットワーク」の構築であります。既存のシステムやサービスをネットワークで結ぶことにより、よりきめ細やかな見守りが可能となるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

〇5番(村 上 三三郎)

終わります。

〇議長(米 澤 壽 重)

以上で、村上 三三郎 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、10時50分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 10時35分)

〇議長(米澤壽重)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時50分)

引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番:大江 寿議員

O1番(大 江 寿)

通告にしたがいまして質問をいたします。

2 年前に「愛の橋架け替え」の質問をして、住民に周知し架け替えに向かって進めていく という回答があり、その間に危険度が増してとうとう人まで通れなくなった愛の橋でござい ます。本町でも議会でも「まちづくり談義」などでも、この愛の橋架け替え状況を住民に周 知させようと、日頃努力されているのは十分承知です。

先日、西町側の愛の橋近辺住民を集めまして、広報広聴常任委員会主催で「広聴会」を開

きました。住民から出た意見では、「情報が無い」「2年か3年で話がまた元に戻る」「いったいいつまで待たせられるのか」という意見もあり、特に情報の伝達が上手くいっていないことに、これじゃいかんと思いました。回覧板や広報などの紙媒体だからではないでしょうか。

集会があっても出られない方や、集会が終わってから分かる方、そして一部の住民しか知らなかったというパターンはあるかも知れません。SNS などいろんなメディアをつかって情報を伝えるやり方もあるかも知れませんが、なかなか上手くいかないと思っています。回覧板でも読まずに回してしまう場合もあります。

もうひとひねり、情報伝達の手段を増やしてみてはどうでしょうか。例えば、向かいの天神 橋にライブカメラを設置し愛の橋をずっと写す。今後は防犯にも役立つのではないでしょう か。隣国の韓国が竹島をずっと写しているような映像です。

そして情報伝達では、人間誰もが使うティッシュ、紙媒体での情報提供だけではなく、ポケットティッシュを添えるなどほんの少しの気配りが目を通してくれるきっかけになると思います。

いろんな手段で情報を伝達し、愛の橋がスムーズに架け替えができるように住民へ周知できると思いますが、本町では今までどのような情報伝達手段をとってこられたでしょうか。 進捗状況や情報を伝える、周知を必ずしてもらう何か策を考えておられるでしょうか。

そして今後工事に入り、仮の橋などで、架け替え工事が終わるまで人が行き来できるようにすべきと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか回答をお願いします。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、大江議員の「愛の橋架け替えの情報伝達」についてのご質問にお答えします。 愛の橋につきましては、平成29年度の橋梁点検により「緊急に措置を講ずべき状態」であ るとの診断結果を受け、平成30年3月より全面通行止めとしており住民の皆様には大変ご迷 惑をお掛けしております。現在は、架け替えに向けての地質調査及び概算事業費の算出を行 っているところでございます。

一点目の「架け替え事業の情報伝達」についてでありますが、本年3月に西町地区、港町 地区において工事の概要並びに工程について説明会を開催いたしました。

さらに、今月中には両地区合同での地元説明会を開催し、現段階での事業の進捗状況を報告する予定としております。

また、現在計画策定中であります「西郷港周辺まちづくり」とも関連がありますことから、「まちづくり談義」の中にも取り入れて情報発信を行っております。

二点目の「工事に係る期間、仮橋を架ける考えはあるのか」とのご質問でございますが、 現在のところ令和6年度を完成予定としております。また、仮橋の建設につきましては、概 算費用に5,000万円程度が見込まれること、また仮橋建設に伴い本橋の完成年度が遅れることが想定されることから建設は考えておりません。

この二件につきましては、「地元説明会」並びに「まちづくり談義」においても報告しており住民の方からは了承を得ているものと認識をしております。

本事業につきましては、今後とも地域住民の皆様と協議を行いながら事業を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

〇1番(大 江 寿)

ちょっと再質問をしたいと思います。

現在の形の愛の橋を、例えばミニチュア等とかで今度できるジオパーク中核拠点施設等に 町の歴史の一つの象徴として残すなどの考えはありますでしょうか。

〇番外 (町長 池 田 高 世 偉)

愛の橋の「残す」という部分での手法でございます。議員ご指摘のミニチュアとしてジオパーク中核拠点施設の方に展示するかという点については、現在のところ検討はしておりません。

〇1番(大 江 寿)

今後、愛の橋が早く渡れるように、私たち住民の生活のアイテムであります。早く復旧で きることを願いまして質問を終わります。

〇議長(米 澤 壽 重)

以上で、大江 寿 議員の一般質問を終わります。

次に、8番:安部 大助 議員

〇8番(安 部 大 助)

本日4番目の質問者となりました安部大助です。

今回は「公共施設のファシリティマネジメント」についてお伺いいたします。

ファシリティマネジメントとは、資産や施設の管理を運営する手法の一つで10年以上前から民間はもちろん、多くの自治体で採用されています。特に公共施設の運営に関しては今までのように単に管理するだけでなく、公共施設を一つの資産として経営の視点に立ちコスト削減はもとより、効率的な活用が目的とされています。

今回このファシリティマネジメントについて質問したのは、本町の公共施設の運営管理に

ついてまだまだ課題があり、改善すべきことがあると感じているからであります。

本町の公共施設管理については、平成29年4月に「公共施設等総合管理計画」が策定されましたが、未だ遊休施設や効果的な活用がされていない施設、あるいは指定管理制度を導入しても効率的に運営がなされていない施設が多くあるように感じています。

また財政面においても、交付税の減額や人口減少等による税収減など、未だ厳しい状況にある中、公共施設の維持更新費は莫大で、今後、公共施設の管理については、サービス向上は勿論、維持管理費を少しでも削減し、効率的・効果的な施設活用がより一層求められています。

そして国からは、昨年4月に「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて」という文書が送られてきました。これは、先ほどの「公共施設等総合管理計画」に対して、新たに、中長期的な経費の見込みや維持管理費の財源の明記、削減等の数値目標、効果額、そして先ほど平田議員からもありましたPDCAサイクルなどを明記するよう指示されています。さらに、「公共施設マネジメント部局」などを設置し全庁的に経営的視点で管理できる体制を構築することが望ましいと明記されております。

いわゆる「立派な計画をつくるのも大切だが、実践されないと意味がない」という懸念から改訂されたと私は思っています。

そこで四点、町長にお伺いします。まず、一点目に公共施設のファシリティマネジメント について町長はどのように考えておられるのか。

二点目に今までの管理的視点から経営的視点へより、意識転換させるためにも本町独自の「ファシリティマネジメントの方針」を定め、町長自らがリーダーシップを発揮しファシリティマネジメントを推進すべきと思いますが町長のお考えをお聞かせください。

三点目に体制についてであります。全庁的に推進するために公共施設の情報管理・集約や、 全ての公共施設計画の進捗管理を行う部署が必要であると考えますが、町長の考えをお聞か せ下さい。

最後に、現在ファシリティマネジメントが求められている中、新設予定となっている寺の 前公園の管理体制や維持管理費など運営管理についてどのように考えておられるのか、お聞 かせください。

〇番外(町長 池 田 高 世 偉)

ただ今の、安部議員の「公共施設のファシリティマネジメント」についてのご質問にお答えします。

一点目の「ファシリティマネジメントについての考えは」についてでありますが、ファシリティマネジメントにつきましては、企業や団体が保有する土地や建物等の施設を経営的な視点から、総合的かつ統括的に管理、活用する経営活動と定義され、公共施設におきましても、従来の維持・保全を中心とした施設管理から、施設の量や質を見直し、効率的かつ効果的に施設の管理運営を行う考え方として、取り入れる自治体が増えており、重要な視点であると考えております。

二点目の「ファシリティマネジメント方針の策定を」についてでありますが、本町の公共施設の管理につきましては、「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設所管課におきまして、逐次「個別施設計画」の策定を行ない、「総合振興計画の事業実施計画」に計上した上で実施することとしておりますが、未だ「個別施設計画」の策定に至っていない施設もございます。

議員仰せのとおり、所管課毎の取り組みでは、全体として効果的な計画の推進が図れないことが懸念されますことから、まずは、国の指針にもあります「庁内横断的な検討組織」を設置し、今後の施設管理のあり方について、本町に合った方針の策定も含め、検討してまいりたいと考えております。

三点目の「全庁の公共施設を管理・集約する部署が必要と考えるが町長の考えは」についてでありますが、私も公共施設の管理につきましては、組織を横断して取り組む体制が必要だと考えておりますことから、本年より、各施設の改修工事等への技術的支援を行う職員を施設管理課に配置したところでありますが、まだまだ十分とは考えておりません。

「公共施設等総合管理計画」の全庁的な進行管理を行う部署につきましても必要性は認識 しておりますので、先ほど申し上げました「庁内横断的な検討組織」により、本町にとって どのような体制が望ましいか検討を進めてまいります。

四点目の「新設予定の寺の前公園の運営管理についての考えは」のご質問にお答えします。 はじめに管理体制についてでありますが、寺の前公園は都市公園であり「都市公園法」に 基づき定期点検や診断の実施、計画的な修繕を行う必要がありますことから、寺の前公園維 持管理計画を策定し、公園管理を行っていく必要があると考えております。

次に、維持管理費についてでありますが、設置する遊具等の構造、材質等、維持管理が行いやすく、耐久性を備えた施設を選定することにより維持管理費の低減を図りたいと考えております。

遊具等の安全性、機能の確保、経済的運営を行うために予防保全も考慮しながらライフサ

イクルコストの縮減を図っていく考えでございますので、ご理解いただきますようお願いい たします。

〇8番(安部大助)

町長の答弁いただきました。

このファシリティマネジメントについての考え方、これは私と同じ認識でないかなと思っております。重要性をしっかりと認識されていることが分かりました。

そのファシリティマネジメントの方針策定と、総合管理計画の体制について今後、計画して行くという事ですが、正直スピード感がないと私は考えております。先ほども、申しましたようにこの改訂が出されたのは昨年4月、今まで約1年半、正直何をしていたのかなと思っております。

そして29年4月にこの「総合管理計画」が策定されてからも、今の町内の公共施設、本当に危機感があるのかなと正直感じております。例えば「うみさち」、今稼働しておりません。 あるいは「ものづくり学校」、多額の公金を投入して当初の予定の運用がされているのか。そ して福祉施設、近年岬の「ディサービス」が終了し使用されておりません。

先ほども大江議員から質問がありました「愛の橋」、これも本当にスピード感があってやっているのか、これは少し懸念を持っております。そして、以前から先輩議員が言われている 福祉施設の譲渡、これも未だに結果が出ていません。

町長のファシリティマネジメントの認識は分かりましたけども、本当にこの全町の中でそこが、意識がしっかりと統一されているのか。さらに住民の皆さんは、その辺の意識がしっかりと認識されているのか。

この「総合管理計画」の中には、住民の皆さんとの協働という部分もあります。やはり、 これはしっかりと計画を作って、方針を定めてやって行かないといけないと思っております。 各課長の皆さん、あるいは職員の皆さんの意識が低いのか、住民の皆さんの意識が低いのか、 私はそれは違うと思います。全ては町長のリーダーシップに掛かってくると私は思っております。 ます。

先ほど、ファシリティマネジメントの考えをいただきました。そういった認識をしっかりとお持ちでしたら、今回、検討ではなくて今後の「施設総合管理計画」の中に考えを盛込んで、どうすれば達成出来るのかまでしっかりと盛込むべきだと思っております。これは検討ではなく、しっかりとそこは方針として入れていくということを私は望んでおります。その辺を含めて、再度、町長の方針の設定を入れて行くのか、行かないのか、考えをお聞かせく

ださい。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

再質問にお答えをいたします。

まず、スピード感というご指摘については、まさに受け入れざるを得ないことと考えております。ただ、順序がございます。昨年から施設を管理するということから、新たな部署を設けさせていただきました。今年1名の増員をして、全施設に技術的な支援を行う職員を配置したところでございます。配置までしたが遅れているという点につきましては、先ほど申し上げましたとおり受け入れております。

私の言葉が足りなかった部分ですが、全体としての効果的な計画の推進を図るために、まずは庁舎横断的な検討組織を設置すると、そこで十分に方針の策定も含め検討すると。その「検討する」がまずいということになれば、設置しますからやりますということでしょうね。言葉的には「設置して検討します」ということは、「設置してやります」という風に理解していただければと思います。

リーダーシップの問題は、これもまさに遅れてスピード感がないという点から言えば、私も責任があると思っていますが、今後施設について新たな横断的な庁内の検討組織の中で十分に進めてまいりますのでご理解をお願いします。

〇8番(安 部 大 助)

四点目の答弁について、再質問をさせていただきます。

寺の前公園の運営管理について、町長の答弁では「今後、この公園の維持管理計画こういったものを作っていく。」ということでございます。これは大体の「実行プラン」だと思って認識しております。きっとその中には、どういった大型遊具が大体このぐらいの規模ならこのぐらいの予算だと、あるいはそれに掛かるメンテナンス費用、管理費等がまだ出てくると思うのですが、少し順序が逆かなと思っております。

寺の前公園は3月当初予算で「可決」され、事業が実施されております。本来そういった「実行プラン」というのは事業が始まるまえにしっかりと作るものだと思っております。3月に先輩議員が言った言葉で印象に残ったのが、「私たち組織人は仕事を進める時には、まず計画を立て、物事を進めるべきだ。」ということをおっしゃいました。私もそれは同感であります。やはり、実行プランがないと事業が先に進んで、その後にいろいろと問題が出てくる可能性も高い。

本来でしたら今の時点で、どういった規模の遊具が必要であり、それにはどれぐらいのお

金が掛かるのか、メンテナンスは年間か毎日必要なのか、安全性に関しては何かがあった時 に、そこにスタッフが居ないといけないということで常駐が必要なのか、その辺も踏まえて 実行プランに入れて、じゃあ事業を始めようというのが私は必要だと思います。

話が少しそれますが、いい例が今のイギリス。イギリスはEU離脱、最初に計画しました。本来なら離脱した後に、貿易はどうするのか、雇用はどうするのか、経済はどうするのか、そういったいろんなものの実行プランを作ってから「国民投票」をする。しかし、それが逆になっている。先に「国民投票」をして離脱の方が多くて、実際始めるといろいろと問題が出てきてしまった。少し話が大きいですが、それと一緒じゃないかなと思っております。

答弁の中で維持管理の話もありました。寺の前公園、立地的に素晴らしい場所だと思って おります。しかし、周りには採算を求めるものが何も無いということは、確定ではないです が、きっと町が直営で管理をし、今までの様に草刈等やメンテナンス等も委託するような、 そして費用は町が出すという考えだと思います。

最初に質問したように、今後、公共施設に関してはなるべく維持管理費等を下げなくてはいけないという「公共施設等総合管理計画」あります。それと整合性がどうなのかと、私は整合性は無いと思っております。なおかつ「公園整備計画」これにも維持費の削減が課題となっている。そうすると「公共施設等総合管理計画」、その下の「公園整備計画」に整合性がない事業だと私は思っております。それでも、町長はやるのか。

さらに今後、維持管理費を町が払っていくと将来的にも負担になります。その中で本当に 5年後、10年後を考えた時に、その公園施設、今後のまちづくりに沿った事業なのか、私は そこも違うと思う。是非、その辺も含めて、私はこの公園事業に関しては、再度検討をして 進めるべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

再質問にお答えをいたします。

二つあると思いますが、この公園計画を進めて行くのかということ、また「実行プラン」が 先ではないかということです。正直申し上げて、見解の違いです。

「実行プラン」が先という部分は、事業を承諾いただいた時に概算で施設含めた事業で、皆さんに「承認」いただきました。その中で決定したものについて、先ほど申し上げましたが「寺の前公園維持管理計画」を策定して、公園管理、運営を行っていきます。また、この「公園計画」についての見直しですが、皆様方にお諮りした時、私はプレイランドを作るというようなお答えはしておりません。町民の皆さんにとって"憩いの場"となる大型な「公

園整備計画」を提案してご承認いただいたと思っております。

当然、そういった部分であれば町が管理いたします。それは維持管理費が掛かるものという風に理解しての提案でございました。その中にあって、少しでも維持管理費は低減していきたいと、そのように考えております。

〇8番(安部大助)

終わります。

〇議長(米 澤 壽 重)

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

次に、6番: 西尾 幸太郎 議員

〇6番(西 尾 幸太郎)

それでは、通告にしたがいまして「小さな拠点づくり」に関する質問を行いたいと思います。 小さな拠点づくりは、中山間地域において人口の減少や高齢化が進み、日常生活に必要な 機能の維持が困難となる集落が増えている中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため に、知恵を出し合い、計画をつくって、できることから少しずつ取り組むための仕組みとさ れています。

本町でもいくつかの地区において、この「小さな拠点づくり」に取り組んでいますが、今後さらなる取り組みの推進が各地区で必要ではないかと思います。

そこで町長に伺います。

現在、本町において「小さな拠点づくり」の実施状況はどうなっていますでしょうか。また、取り組み状況をどのように評価しているのでしょうか。

6 月の県議会において、単独では生活機能を維持できない地域もあることを念頭に、公民 館単位を超えた広域での小さな拠点づくりに対して、これまでの補助制度に比べて手厚い補 助制度を令和2年度に創設する方針が県地域振興部から示されました。この方針に対する本 町の考えがあればお示し下さい。

次に、広域的な小さな拠点づくりに取り組む場合、建設課主体で現在行われている「まちづくり談義」のように、各地区の住民を中心に将来的に自分たちの住んでいる地区をどのようにしていく必要があるのかを、中・長期的な視点で計画を策定する必要があると思いますが、町長の見解をお聞かせください。

〇番外 (町長 池 田 高 世 偉)

ただ今の、西尾議員の「小さな拠点づくりへの取り組み」についてのご質問にお答えいた

します。

一点目の「本町における小さな拠点づくりの取り組み状況と評価」についてでありますが、 国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口減少や少子高齢化が著しい地域で することを目的とした「小さな拠点づくり」を推進することとしているところでございます。 また、島根県におきましても、「島根県版総合戦略」における中山間地域・離島対策として、 県内市町村と連携した「小さな拠点づくり」に取り組まれているところであります。

今年3月に「小さな拠点づくり」の進捗状況を把握するために島根県が行いました「地域実態調査」の結果によりますと、県内の対象となる236地区のうち、118地区において「小さな拠点づくり」の取り組みが始まっているところです。

本町におきましては、町全域の15地区が対象となっておりましてこの内、1地区が取り組みを進めている状況にあります。

本土の中山間地と比較して取り組みが低迷していますのは、全体として日常生活に対し、 指し迫った気持ちを実感されておられない方が多いことや周知不足などが要因ではないかと 考えております。

二点目の「島根県が公民館の枠を超えた活動を促すための補助制度を令和2年度に創設する 方針を示したが、本町における広域的な小さな拠点づくりへの考えは」とのご質問にお答え します。

議員仰せのとおり、島根県は「小さな拠点づくり」の取り組みを加速させ、他地区への波及を促すために、複数の公民館エリアで構成される人口が概ね 2,000人程度の地域を対象とした「小さな拠点づくりモデル地区推進事業」を令和 2年度から始める予定としております。

島根県の公募要領によれば、県内で5地区程度のモデル地区を選定し、広域的な「小さな拠点づくり」のために市町村が実施する事業に対して、最大5年間の支援が受けられる内容となっております。

本町でも、近い将来には、現在の集落単位ではコミュニティ活動も含めた日常生活の機能 を維持していくことが困難となることも予測されますので、複数の集落が協力し合って広域 的な「小さな拠点づくり」の取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、島根県の「小さな拠点づくりモデル地区推進事業」につきましては、現在、事業の 採択要件に該当する可能性がある地区と協議を進めているところでございまして、事業内容 の詳細や地区との合意形成が図られましたら、前向きに応募を検討してみたいと考えている ところでございます。 三点目の「小さな拠点づくりにおいて、現在行われている『まちづくり談義』のような取り組みが必要ではないか」とのご質問についてでありますが、各地域を訪問し、住民の皆様方に地域の現状や将来について理解をしていただき、今後、日常生活に必要な機能やサービスをどのように確保していくかを考えていただくために、「まちづくり談義」のような取り組みは有効な手法の一つであると考えております。

今後といたしましては、「小さな拠点づくり」について、地域住民の皆様方に理解していだくための広報活動に力を入れてまいりますと共に、島根県との連携の上、各地域の実態を正確に把握し、取り組みが急がれる地域から住民の方々と話し合う機会を設けるなど、地域との合意形成を深めながら「小さな拠点づくり」の取り組みを広げてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

O6番(西 尾 幸 太 郎)

いくつか再質問があるのですが、その前に一点、確認をさせてください。対象地区 15 地区の内1 地区、現在活動を行っているという答弁でしたが、県が設置しております「小さな拠点づくり」に関する情報サイトを確認すると、2018 年の 4 月には今津地区の配食サービスに関して「山陰中央新報」が取り上げている。そして令和元年 4 月の「フォトしまね」には、五箇地区のこぞって会の皆さんが取り組んでおられる活動が紹介されております。この活動状況をみると 2 地区が活動されていたのかなと思うのですが、現状 1 地区のみ活動されていると言うことでいいでしょうか。担当課の課長が答えられると思うので、よろしくお願いします。

〇番外 (地域振興課長 佐々木 千 明)

お答えさせていただきたいと思います。

「小さな拠点づくり」という定義でございますが、県の方は生活機能、生活交通、地域産業、これを地域で仕組みづくりに取り組んでいく地域を「小さな拠点づくり」の位置付けとしておりまして、今のところは町長が答弁いたしましたように五箇地区のみでございます。今までそういった今津地区の事例等もございますけれども、この「小さな拠点づくり」の定義が、先ほど申し上げました3つの活動の計画を作った地区を「小さな拠点づくり」に取り組んでいる地区と定義しておりますので、そういったことを踏まえますと、現在隠岐地区15地区の中では五箇地区のみが位置付けられているところでございます。

〇6番(西尾 幸太郎)

根拠に関しては、県のサイトの方では、県としては今津地区の配食サービスは「小さな拠

点づくり」の一環だという風な認識で紹介されていると思うのですが、本町としてはそれに 関して「小さな拠点づくり」の事業という風には考えていないということで。再度確認なんですが。

〇番外 (地域振興課長 佐々木 千 明)

「小さな拠点づくり」の活動の一環ではあったと思うのですが、「小さな拠点づくり」の位置付けは、まず「活動計画書」を作らなければいけません。そういった意味で五箇地区のみが「活動計画書」を既に策定済みであって、その「計画書」に基づいて今、取り組んでおられますので、隠岐地区で1地区、位置付けられているということでございます。

〇6番(西 尾 幸太郎)

その辺りの認識は、きちんと県の担当の方とすり合わせて、どういう風な把握をしている のかというところはきちんと確認していただきたいなと思います。

県下の対象地区が50%近く取り組んでいる中、隠岐の島町においては1地区6.7%ぐらいの取り組みしかまだされてないという事なんですが、この数値自体の町長としての評価を具体的に教えてください。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

再質問にお答えをいたしますが、評価と言われても大変厳しいですが15地区あって県の細かな地区割りというものについても、地元としては不満というか、少し違うんじゃないかなという点があります。県が指定した地域ですから15地区として、本当に拠点づくりとして活動が行われる地区が15全部あるのかということから言えば、まず1地区やっていただいていることは評価すべきだなと思っております。

例えば、都万地区だけでも1地区、県が指定しておりますが果たして、これは私の考えですが、都万西部と都万地区と「拠点づくり」の活動を行う場合に若干違うのではないかなというような部分もありますし、そういったことを取りまとめるにも少し時間も掛かりますし、評価としては少ないという認識もありますが、やれる地区がまずやっていただいているというのが正直な感想です。

〇6番(西 尾 幸太郎)

町長の答弁を聞いて非常に残念に感じました。15 地区という区割りは、きちんと本町にあった区割りなのかどうかというところは検討していかないといけない部分だとは思いますが、こういった「小さな拠点づくり」のような事業が必要とされている地区は山ほどあると思うのです。その中で1地区しか取り組んでいないという状況は、非常にスピード感が足りない

というか、問題意識に欠けているかなとも思いますし、この制度に関しては地区の住民の方からの要望が出てきて、それに対して自治体の担当者と県の担当者が赴いて一緒に計画を策定していくという風な事業でありますので、第一次的には地域の住民の方から声を出していただかなければならないというところがあるのですが、本町においては「地域担当職員制度」など地域を振興する制度がある中で、地域の方々がこういった制度を使うためにその気になってもらうためには、やはり職員の方々が情報提供したり周知したりということが、積極的にそういうことを行うということが必要になってくるのかなと思います。

この「小さな拠点づくり」の事業が始まってから、県と連携して町の職員がこういったことの周知活動をどの様におこなってきたのか説明をお願いします。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

どのような周知を行っているのかという点についてですが、各職員として「地域担当職員」 が各地区にそういった周知は現在行っていません。

最初に答弁でお答えをいたしましたように、各地区で差し迫った気持ちが実感されていないという部分に含めて、我々の周知不足が要因だという風に申し上げました。この点はそのとおりですが、まちとしては各地区の役員の方には、この制度の説明は担当部署からさせていただいてはおります。また、「小さな拠点」というのは1地区、例えば先ほど話のあった今津地区の一活動という部分ではない、例えば油井地区なら油井地区としての活動は大変活発にやっておられます。これが、即「小さな拠点」かと言われますとそういう枠ではない訳でして、あくまでも地区単位でなく、地域単位が「小さな拠点づくり」になる訳ですので、周知が出来てない立場で答弁ができる部分でもないのですが、地区としては皆さん積極的な活動をしておりますが、今後それが「地区」を「地域」としてまとめて拠点づくりとしていくための周知と我々の活動が必要になってくるのではないかと思っております。

O6番(西 尾 幸 太 郎)

町長がおっしゃったように、こういった制度を活用してなくても各地域の中で、自分たちの集落をきちんと維持して行こうということで活動されている地域はたくさんあると思います。ただ、こういった補助制度とか活用すれば、もっと積極的な活動ができたはずなのに周知不足のために、例えば費用が足りないとか、マンパワー不足であるとかというところを補っていけたのではないかなと思いますので、今後は各地区の方にご理解いただけるような周知方法であるとか、足を運んできちんと制度の説明をして、その気になっていただくという風なことを進めていただきたいなと思います。

次に、「広域的な小さな拠点づくり」に関する指針が県から示されたが、これに関して言えば地区割りのこともあるが、旧3村地区、特に都万、五箇辺りは旧村単位で「小さな拠点づくり」等の計画をきちんと立てて取り組むべきかとも思いますし、中地区、布施地区なども併せれば2,000人単位ぐらいの区割りになるので、そういった所での広域的な小さな拠点づくりの計画に関しては、支所とか出張所がある程度イニシアティブをとって動いて行けば、分かりやすい形になるのではないかとも考えるのですが、その辺り、町長が「広域的な小さな拠点づくり」を取り組むにあたって、そういった支所機能の活用についてどのように考えているのかお聞かせください。

〇番外 (町長 池 田 高 世 偉)

支所機能をどの様に考えているのかという事ですが、確かに 15 地区の中で広域的な取り組みができる範囲というのは、できる対象はあるんですけど、可能性について申し上げれば言われるとおり都万地区とか、旧町村単位、そういったとこは可能性が非常に高いという判断はしております。

今後、そういった部分で支所を中心に、五箇もそういった部分で支所が「こぞって」と一緒になってやっておりますし、十分その機能を活かしながら説明ができ、広域的な合体ができて、地域となればいいなという風に考えます。

〇6番(西尾 幸太郎)

是非、その辺りの取り組む単位に関しても、きちんと検討していただきたいなと思います。 あと、「小さな拠点づくり」と先ほど言った「地域担当職員制度」や、本町が主体で行っている集落活性化の補助事業であるとか、そういったところもこういった県の事業と併せて柔軟に使えるような制度設計にしていく必要があるのではと、個人的には思うのですが、その辺りの県の事業と本町が単独で行っている集落の活性化に関する事業の連携に関して、町長どのようにお考えしているのか聞かせてください。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

町の支援制度と県の支援制度のマッチングですね。この点につきましては、当初私たちの「活性化交付金」が先でしたので、県の「小さな拠点づくり」は後で制度化されたと、この点で一緒になれないかという部分がございました。県の制度が学校単位、公民館単位ということで、我々は集落単位でしたので、どうしても県の方とは違うという風な見解をいだきましたので一緒にはなっておりませんが、今後、大きな部分で集落がまとまっていくことは、どうなのかという部分は今、お答えは出来ませんが、やっていける部分があるのかなという

風には思っておりますが、「こうです。」という約束は今のところ分かりませんが、そういった形になればいいのではないかと思います。

〇6番(西 尾 幸太郎)

その辺りの県の補助事業と町単独補助事業、連携すればさらなる相乗効果が生まれてくる という部分もあるとは思いますので、その辺りも是非、検討していっていただきたいなと思 います。

次に、今回実施状況が低迷している中で、「住民の方からの差し迫った危機感であるとか、 感じられていないのではないか」という風な答弁がありました。これに関しては非常に認識 が足りてないのではと、「声なき声」と言うものをどう把握していくか。

先ほど町長が、同僚議員の答弁の中でおっしゃっていた「職員が地域に足を運んで、住民の声を拾い上げていくのか」という部分が、まだまだ足りてないのではないかという風にも思います。「小さな拠点づくり」を進めていく中で、町長が職員の方々にどのようにあって欲しいのか、その辺りの考え、再度もう一度聞かせていただければと思います。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

お答えをいたします。差し迫った気持ちが実感されてないのではという点は、先ほど申し上げましたように、各集落単位では非常に問題意識が強いから集落独自でいろんな計画をしたり、事業を起こしたりするのですが、私が今回申し上げたのは、「小さな拠点づくり」という集落がまとまった地域広域的な部分では、集落同士の共通な理解が十分かと言うと、そういった面でお互いが一緒になって広域的に取り組んで行こうという様な差し迫った気持ちが、実感がされていないのではということであって、各集落単位ではそういった部分はたくさんいただいてますし、認識しているつもりです。

職員については「担当職員制度」を設けておりますので、最初は職員の勉強も含めて自分の住まいの集落、生まれた集落を外してでもいろんな所を知っていただこうと思って外して配置した結果が、あまり相応しくなかったということから出来るだけ地域密着型としてその地区の職員を配置してきております。先ほど言いましたように、もう少し現場に出掛けるように、地域の近くの職員ですので地元の方にも使っていただきたいですが、職員が現場として捉えてもう少し寄り添うような形でできるよう、再度、周知をするようにさせていただきたいと思います。

〇6番(西 尾 幸太郎)

「小さな拠点づくり」に係わらず、各地区の強みを伸ばして弱みを補完していくというこ

とは、今後、本町に限った話ではないですが、どこででも必要なことにはなって来るとは思います。折角、本町独自で集落を活性化して行こうということで制度を作ってでも、例えば地域担当職員が積極的に地域に赴くのではなくて、呼ばれたら行くという段階から、まだまだ抜け出せてないのかなという風にも思いますし、今後はおせっかいと言われるぐらいに各地域に担当職員が積極的にアプローチをかけて、自分の担当している地域がどこに強みがあって、どこに弱点があるのかを語れるぐらいの担当者になっていただきたいとも思いますし、そういった能力が育ってくれば、こういった「小さな拠点づくり」にも非常に「活きてくる」「活かせる」のかなと思いますので、その辺りを念頭に各地域の活性化に繋がる事業については推進していただきたいと思います。これで質問を終わります。

〇議長(米 澤 壽 重)

以上で、西尾 幸太郎 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は、午後13時30分といたします。

(本会議休憩宣告 11時49分)

〇議長(米 澤 壽 重)

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 13時30分)

引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、11番:石田 茂春 議員

〇11番(石 田 茂 春)

毎年大流行している季節性インフルエンザ、本年もその時期が来ました。平成13年の「予防接種法」の改正により、A類疾病、B類疾病に分類され、季節性インフルエンザは、市町村長はインフルエンザの定期接種を行うこととなった。予防接種対象は65歳以上、65歳未満の者であって、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する者と定めております。しかし、小児に対する季節性インフルエンザの予防接種はB類疾病のため、「任意接種」であり、個人予防目的の為に行うものであることから、自らの意思と責任で接種を希望する場合には接種を行うこととなる。予防接種の効果としては、高齢者では約45%の発病を阻止し、約80%の死亡を阻止する効果があると言われております。

小児になると、年齢が低いほど効果の割合は下がり幼児ではおおよそ20%から30%発病阻止効果と考えられていたが、生後6か月以上13歳未満の方は2回接種することから予防効果

が高まると言われております。

隠岐の島町では、65歳以上の方の予防接種率は30年度48.3%と聞いております。毎年約50%前後とお聞きしています。また生後6か月以上から13歳未満の方の接種率は「任意接種」のため接種率はよく分かりませんが、ただひとつ言われることは、町長、これからが肝心ですのでよく聞いておいてください。自己の負担が多額であるということです。

1回目の接種金額は医療機関で異なりますが 4,000 円から 4,500 円であります。2回目の接種金額は 1,500 円です。子ども一人当たり 5,500 円から 6,000 円となります。子どもが 2人から 3 人おられる家庭の親としては非常に負担が大きすぎます。65 歳以上の方は「定期接種」のため 1,500 円であります。病気になれば本人をはじめ家族全員の歯車が狂ってまいります。特に子どもが病気になると親は常に付き添うようになります。季節性インフルエンザ予防接種は、個人の予防目的のために行うものですが、13 歳未満の子ども達が予防接種をする場合は、無料化すべきであります。参考までに申し上げますが、65 歳以上の人口が本年 7 月現在で 5,643 名です。そして本年度の予防接種の予算は 1,423 万 2,000 円計上しております。これは 3,000 名を対象にしております、接種率 55%と考えております。13 歳以下の人口は 1,491名、これも 7 月現在です。全員を無料化にすれば、約 1,420 万円が必要ではないかと私なりに計算しました。これを 65 歳以上の接種率 55%に当てはめると約 711 万円必要と思われます。

県下11町村あります、何らかの方法で無料または助成をしている町村は6町村あります。 これは28年度調査であります。感染症予防事業の基本方針は、安心して暮らせる保健・医療・ 福祉の環境づくり、また、基本施策では、子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりで あります。そういう意味からも隠岐の島町が、県下の先進地になるべきだと考えています。

町長が目指す、「生まれて良かった、住んで良かった、来て良かった」のまちづくり。特に生まれるということは、素晴らしいことであって家族・親戚全員で祝福し、また地域全体でも祝福いたします。子ども達が成長し、この隠岐の島町で生まれて良かったと誇れる町にしたいものです。

そこで町長の見解を伺います。13歳未満の子ども達の季節性インフルエンザ予防接種の無料化を早急にやるべきだと私は考えております。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、石田議員の「季節性インフルエンザの予防接種」についてのご質問にお答えします。議員のおっしゃること十分理解しております。

インフルエンザにつきましては、高齢者の場合、感染すると重症化する可能性があり、予防接種を受けることにより死亡の危険を 1/5 に、入院の危険を 1/3 から 1/2 にまで減少させるなど予防効果が大きいことから、「予防接種法」により「定期接種」の対象となっており、接種の際には費用の助成が行われております。

一方、子どもの場合、予防接種ワクチンの有効率は、年によって変わりますが概ね20~30%で、予防接種によって発症を予防する効果が高くないため、「予防接種法」では自らの意思で接種をする「任意接種」となっており、感染予防としてよりも個人が重症化予防のために接種するものと位置付けられております。

町といたしましては、予防接種にはある程度の効果があることは認識しておりますが、現時点では子どものインフルエンザ予防接種に助成することは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

〇11番(石 田 茂 春)

前向きでないため、再度質問します。

町長、答弁で「予防接種にはある程度の効果があると認識している。」とおきながら、助成 は考えていないと。理由は「発症を予防する効果が高くない」と、しかし島根県6町村では 助成を行っているんですよ。本当に真剣に検討したんですか、私、頭傾げますわ。

再度申し上げますが、子どもが一旦発病しますと一週間程度出席停止になるんです、その間、親は付きっきりなんです、また、幼児に対しては非常に親としては心配なんですわ。

町長が言われる、「生まれて良かった、住んで良かった、来て良かった」の"まちづくり"なんですか。町長、もう一度リーダーシップをとっていただき、再度「無料化」すると考えていただきたい。町長、名前のように「こうせい(後世)」に残る、町長でなければならんでしょう。再度、見解をお伺いします。

〇番外 (町長 池 田 高 世 偉)

再質問にお答えをいたします。「前向きな検討」というご意見を添えてのご質問でありました。再度確認をさせていただきますと、議員のおっしゃること十分、私も子どもに対する支援は必要だという根本的な考えがありますので理解はしておりますが、インフルエンザの予防接種はやはり効果が低く、効果の持続期間も子どもは3か月程度と短くで、終生免疫を得ることは出来ないと、そのために費用と時間を掛けて医療機関の負担を増やしてはいかがなものかと、ちょっとそういった意味でさせることが薄いのかなという判断を協議の中でさせていただきました。

ただ、今後は定期接種になる可能性が高い、予防接種の効果が大きい「ロタウイルス」や「おたふくかぜ」の任意接種に対する助成を優先にしながら、引き続きあり方について検討していきたいとその様に考えておりますので、ご理解をお願いします。

〇11番(石 田 茂 春)

町長、これ以上質問しても平行線をたどりますので、一日も早い「無料化」。あなたの任期 中にやってくださいよ。

そういうことで、私の一般質問は終わります。

〇議長(米 澤 壽 重)

以上で、石田 茂春 議員の一般質問を終わります。

次に、2番:村上謙武議員

〇2番(村 上 謙 武)

それでは、事前通告しております二つの項目について質問いたします。

始めに、「木質ペレット製造施設(バイオマス利用促進センター)の運営方針」について、 三点伺います。

一点目は、公共施設への木質ペレット機器導入が遅れている理由について伺います。

平成30年度に木質ペレット製造施設が予定通り完成し、ペレットの製造が始まりました。 初年度は約100トンを製造し、2年目の本年度は約110トン程度製造する予定であると担当 課からの説明がありました。

しかし、ペレット事業導入に際して、農林水産課が議会全員協議会に提出した平成 26 年 12 月 12 日付けの「木質ペレット事業実証分析調査報告書」の資料に記されているペレットの製造量は、1 年目の平成 30 年度は 440 トン、2 年目 510 トンの製造量となっております。現在の製造量はこれと比較すると、かけ離れて少ない数量となっております。

その主たる原因は、当該調査報告書で記されている木質ペレット使用施設に対してペレットボイラー等の機器の導入が「報告書」の通りには導入されていないためであります。

現在、町の図書館、ホテルMIYABI、五箇中学校にはペレットボイラーの設備が整備済みであるが、当該調査報告書では、屋内温水プール、隠岐温泉五箇、なごみ苑、学校給食センター、ホテル海音里、羽衣荘、有木小学校の7つの施設が平成30年度からペレットを使用する施設としてあげられており、その使用量は約430トンとの計算がなされた内容となっております。しかし、現状では先ほど申し上げたとおり3つの施設しか設備の導入がなされておらず、100トン程度の需要しかない状況であります。

木質ペレット事業導入可否のひとつの重要な判断資料といえる「木質ペレット事業実証分析調査報告書」の内容に沿った公共施設へのペレットボイラー、及びストーブ等の機器の導入が遅れている、なされていない、その理由について町民への説明責任があるのではないかと私は考えております。そこで導入が遅れている理由について、町長の見解を伺います。

二点目は、今後の公共施設への木質ペレット機器の導入計画についてであります。

木質ペレット機器導入に関する新たな資料として、農林水産課は平成30年6月に36の公 共施設への木質ペレット導入に関する各施設ごとの総合評価を行い、その評価結果一覧表の 資料を議会に提示しております。

この資料では36の公共施設が記載されております。全施設でのペレット使用量は最終的に約1,600トン近くになっております。今後、この資料に記された「総合評価」で問題がないと、悪くないと判断される福祉施設や小・中学校、保育園、宿泊施設、体育施設等30以上の公共施設には、順次、木質ペレットストーブ、ボイラー等の機器が導入されるものと私は理解しておりますが、町は未だペレット機器導入に関する明確な計画を提示しておりません。

町は早期に、ペレット機器導入に必要な予算を明示した木質ペレット機器の導入計画を提示すべきであると言えますが、町長の見解を伺います。

三点目、現行の木質ペレット事業の再検討の必要性についてであります。

公共施設への木質ペレット機器導入に際しての一番大きな課題は、ボイラー設備等の設置 費用に多額の費用が掛かり、かつ、電気、ガス、石油を燃料とする既存のボイラーや冷暖房 機器に比べ、あらゆる面で明らかに利便性が劣るという点であるといえます。また、島内で のペレット需要は少なく、その結果、製造施設が長期間稼働休止する状況は、町民から当初 の見通しが甘すぎたのではないかと指摘されてもやむを得ないところであると考えます。

私は、今一度立ち止まり、この木質ペレット事業に係わる関係者は公共施設へのペレット機器導入は財政面や利便性でデメリットが大きいとの共通認識を持ち、現行の木質ペレット事業の大幅な見直しを行う必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

以上、三点について町長の見解、町の方針について伺います。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、村上謙武議員の分割質問一点目「木質ペレット製造施設の運営方針」について のご質問にお答えします。

一点目の「木質ペレット機器導入が遅れている理由」についてでありますが、昨年お配り いたしました「木質ペレット事業実証分析調査報告書」に記載してあります導入予定年度に つきましては、農林水産課において施設ごとの空調機器、暖房機器等の耐用年数から判断したもので、具体的な導入計画は、事務事業の年度別実施計画において所管課と協議し決定することとしておりますことから、機器の更新については、状態を把握しながら適切な時期に導入していく予定となっており、「調査報告書」とは内容が異なっております。

二点目の「木質ペレット機器の導入計画」についてでありますが、先ほども述べましたとおり、各施設の導入計画は、所管課において毎年見直しをしております事務事業の「年度別 実施計画」で協議されますことから、空調機器等の更新時期を適切に判断し、計画的な導入の検討を行ってまいります。

三点目の「現行の木質ペレット事業の再検討の必要性」についてでありますが、議員ご指摘のとおり、ペレットボイラーの導入は、初期投資に多額の費用を要するなど費用対効果に課題があることは承知しておりますが、一方では、森林資源の有効活用や保全・治山・減災といった林業振興、山林防災等も含め総合的に判断して整備したものでございます。

現行の木質ペレット事業の大幅な見直しが必要ではないかとのご提言につきましては、本 格稼働後1年がようやく経過したところであり、現在は需要に合わせた製造量としており、 現時点での見直しは考えてはおりませんので、ご理解をお願いいたします。

〇2番(村 上 謙 武)

再質問をさせていただきます。私はこの事業、この質問するに当たって先ほども言いましたように、平成26年12月12日付けの議会全員協議会資料の内容を詳しく確認をしました。この事業を推進する時の重要な参考資料だったと、私は理解しております。

この資料に書かれているように、町の公共施設にペレットボイラーやストーブが導入されていれば、現在は計画的なペレットの製造、運営がなされていたのではと思っております。 どうしてここに書いてある「計画報告書」のような、計画どおりにボイラーとかストーブが導入されなかったのかなということを聞いている訳ですよ。そこのところが明確な答弁でなかったので、もう少し分かりやすく答弁お願いします。

〇番外(町長 池 田 高 世 偉)

再質問ですが、計画的に行われていない理由をもう少し詳細にということでございます。 この「分析調査報告書」にあるものが、議員がおっしゃるようにペレット製造施設の建設 計画の基となる資料であることには間違いないところでございまして、この「分析報告書」 はあくまでもそういった計画で造っていきたい対象施設、こういう公共施設をペレットボイ ラーに変えていくべきだということで計画を載せさせていただきました。対象施設、耐用年

数で計画を作った。

実際に計画実施については、先ほども答弁いたしましたように対象施設は「分析報告書」のとおりですが、それを整備すれば1,600トンの必要量が生じるというための計画を作ったのですが、一方ではお話したように具体的な導入計画は「事業年度実施計画」の時に改めて協議をしましょうということを、最初に我々に確認があったものでして、実際には事業実施年度に挙げたいのですが初期投資に多額の費用を要する等、費用対効果に問題もあることから、今この財政的なことで耐用年数とあわせて、今、導入すべきかという検討をしながら計画的に導入をして行きたいという考えでございまして、直ぐにあの計画どおり耐用年数から出した計画でどんどん造っていけるというようなことが出来なかったというのが、遅れた理由です。

〇2番(村 上 謙 武)

何となく苦しい答弁だったなあと聞いて感じたのですが、要はこの事業を進めるにあたってそういったところの見通しが甘かったということ、これは町長認めますね。そうじゃないかなと思いますよ。

製造施設、現在導入にしている3つの公共施設のボイラー等を設置するのに、もう既に7億を超える予算が投入されている訳ですよ。それで現在の状況はどうかというと、年間1,600トン以上十分に製造できる施設が100トン余りの製造で活用されていないという状況でありますから、今のように毎年度の事務事業の計画の時に、所管課と折衝してそれで導入するかどうかを決めるという現状では、いっこうに私は公共施設へのボイラーも導入が進まないのではないかと。と、いうことは今のような状況が2年、3年続くというのはゆうに想像ができる訳です。

ですから、新たに昨年、農林水産課が作ったあの資料、あの評価に基づいて今後計画的に そういった機器が導入されるのではないかと期待もしておりました。これは一つの例ですが、 現在、有木小学校は大規模改修工事を行っております。昨年出された36の施設の中に有木小 学校入ってました。評価は非常に良い二重丸、25の数値が付いてました。しかし、結局導入 するようにはなっていないと。これはどうなっているんだと、そういった計画は本当に一貫 性がないというか、行き当たりばったりではないかなと、失礼かも知れませんが私はそうい う風に思っております。これじゃ駄目だなと。

ですので、三番目の質問で言ったように、ここらでもう一度、木質ペレット事業考え直したらどうかと質問したのですが、町長は「まだ1年目で、そういう考えはない。」と、もう2

年目に入っているんですよ、3 年目も大体予想が付きます。そんなんでいいですか、私はいけないと思うのです。

もっと柔軟な考え方を、やはりこのペレット事業の関係者は真剣に考えて知恵を出してほ しいのです。この木質ペレットというのは、日本全国で生産されておりますし、輸入も販売 もされております。ネットでの販売見ました、いくらぐらいの値段が付いているかというと キロ当り70円から100円です。「木質ホワイト」と書いてあったので、今作っているペレッ トよりはやや上質の物かと思いますけど、現在、町で販売する価格はキロ40円ですね。価格 的にも十分な、島外に売ろうとすれば価格的な競争力はあるのではと。

ただ公共施設にそういった設備を導入して、ペレットの需要を作るんだということだけに 固執しないで、そういったところもひとつ考えて見るべきでないかなと思っておりますが、 町長、そういった考えについてどう思われますか。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

再質問にお答えをいたしますが、このペレット機器の導入計画について計画が甘かったというご指摘について、甘かったと言われればそのご指摘のとおりですね。

当初はあくまでも耐用年数から、こういう施設を全て改修すればこれだけのペレットが必要になるという算出の基礎という形での、大きな資料として提出させていただきました。その中で耐用年数から計画を作ったという部分でございましたので、まず最初に報告した内容が異なっているということを最初にお断りをし、また、次の時の全員協議会の資料についての計画が違うということですので、確かに計画が随分異なってきております。

先ほど苦しいと言われましたが、やはり財政状況を見る中で公共施設を入れていくことが、まず以ってペレットの製造量を増やすこと、大体1,600トンの製造が基本となって大体トントンになるということですので、そこまでもっていくという判断はしておりますが、そこに向かって初期投資が課題な部分も財政と相談をしながらやっていくしかないというところで、今、導入施設の改修が大きく遅れているというところでございまして、先ほど「見直しは考えておりません」と言うのは、今の施設の需要分だけは今後も110トンですが、昨年は計画どおりでなく50トンでしたが、これはMIYABIの火災がありましたので今年度は3施設で110トン、需要のあるものについてはきちんと製造しますと、今後についてはペレット工場を止めるという計画でなくて、このペレットの製造工場を活かすための公共施設の導入計画とか、いろんなそういった面は議員ご指摘のとおり、公共施設も含めて検討しなければならないと考えております。

〇2番(村 上 謙 武)

この木質ペレット事業というのは、「隠岐の島町バイオマス産業都市構想」これが基になっていると思います。町の「緑のコンビナート推進協議会」もこれに関係していると思うのですが、もともとの木質ペレットの製造工場を作るという目的は3つほどあると思うのです。 山林に放置された未利用の木材を有効活用して里山を保全する。併せて林業の活性化、そして林業に関係する、事業に関係する雇用の場を作る、最終的に自然エネルギーの有効活用。これが最終的な目標なんですよ。

公共施設にペレットボイラーやストーブを設置して、ペレットを焚くのが目標じゃないのです。年間1,600トン規模のペレットを作る製造工場は完成したのですから、そこで順調にそれに見合ったペレットを生産すれば、それをどう使おうが先ほど言った3つの目標はクリアできる訳です。その辺のところから考えると、公共施設での使用から島外への販売、これ大変かも知れませんけど、もう少しそういったところに目を向けて、どんどんペレットの生産製造量を上げてほしいと私は思っております。

次の質問に入りたいと思います。

「次期行財政改革大綱の策定および評価・検証のあり方」について、二点伺います。

一点目は、第4次行財政改革大綱の策定についてであります。

現行の第3次行財政改革の推進期間は平成27年度から本年度末までの5年間となっており、 次年度(令和2年度)からは新たな行財政改革大綱の内容に則した行財政改革の取り組みが 継続されるもと理解しているところであります。

町は現在、「第2次隠岐の島町総合振興計画」を策定中でありますが、当然に行財政改革の主旨と整合性をもった総合振興計画であるべきであると考えております。

パブリックコメントを実施し、町民の意見が反映された新たな「行財政改革大綱」を今年 度末までに策定するためには、原案作成が急がれるところであります。

そこで、来年度以降の行財政改革に対する町長の見解を伺います。

二点目、現行の第3次行財政改革の成果と評価・検証のあり方についてであります。

国からの権限委譲と新たな行政ニーズへの対応等により、役場の役割は拡大し事務量が増大しているという現状については理解しておりますが、自主財源が乏しく今後も高齢化と人口減少が続くと予想されている本町が、引き続き健全な財政運営を維持していくためには、行政運営の効率化とスリム化、思い切った事務事業の見直しや廃止による経常費の削減などのハードな行革の実行や、新たな自主財源の確保など、クリアして行かなければならない困

難な課題が多く存在していると考えております。

第4次となる「次期行財政改革大綱」の策定にあたっては、現行の行財政改革大綱に記された改革の取り組みがどの程度実現し改善されたのか、逆に、改革は進んでいないのか、また、改善すべき点は何か等の客観的な立場での評価と検証作業が不可欠であります。

機構的な面からいえば、行財政改革の取り組みに対して、住民目線での意見や提言を行う 機関として設置されている「行財政改革推進審議会」による評価と検証作業がしっかりとな されることが重要でありますが、現状では行政の現場を身近に見る機会の少ない推進審議会 の委員としては、担当課から提示された関係資料の記載内容に呼応した意見・提言にならざ るを得ないという評価・検証の限界が「行財政改革実施計画取組状況報告書」の記載内容か ら見えてきます。

今後、行財政改革を着実に推進して行くためには、町長のリーダーシップのもと、全職員が行財政改革の認識を共有し、改革すべき事項を一つひとつ実践し、目に見える成果をあげていくことが重要なポイントであると考えますが、町長自身は現行の第3次行財政改革においてどのような改革の成果があったとの認識を持っておられるのか、そして、行財政改革の評価・検証のあり方に対して、どのような見解を持っておられるのか伺います。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、村上謙武議員の分割質問二点目「次期行財政改革大綱の策定と評価・検証」についてのご質問にお答えします。

一点目の「次期行財政改革大綱の策定に対する私の見解について」でありますが、合併後 15年にわたり行財政改革大綱に則り行財政運営に取り組んでまいりました。

何点かの解消ができていない課題はありますが、概ね計画により改善できていると考えているところであり、将来を見据えても持続可能な財政運営ができると考えております。

未だ解消されていない課題につきましては、引き続き取り組んでいく必要はあると考え ておりますが、その課題につきましては「行財政改革大綱」を策定して取り組んでいくのか、 あるいは現在策定中の「総合振興計画」の中に盛り込んでいくのか等、どういった取り組み 方がよいのか今しばらく検討するお時間をいただきたいと考えております。

二点目の「第3次行財政改革の成果と評価・検証のあり方について」でございますが、「第3次行財政改革大綱」では主に事務事業の見直しを図り、住民サービスの向上を目指すとともに地域の活性化に取り組んでまいりました。成果としましては、職員は常に行財政改革大綱を念頭に、予算編成、事務事業にあたっており、結果として、財政運営の改善につながった

と考えているところであります。

検証の方法といたしまして、毎年推進審議会委員に取り組み状況の説明を行い意見を伺ってまいりました。この方法が大綱の実行に向けた効果としてどれほどであったかは判断が難しいところでありますが、委員の皆様の疑問や意見については丁寧に説明をし、一定の理解はいただいているものと考えております。

また、取り組み状況の進んでいない課題につきましては、課長会あるいは行革本部会の場で直接、私が指示もしており課題の共有を含め、解決に向けて取り組んでいるところでございます。

今後の検証の方法については、担当課の取り組み状況の説明、それについての委員の意見の聴取方法について、更なる工夫が必要かと感じており、検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

〇2番(村 上 謙 武)

再質問をさせていただきます。

ただ今の町長の答弁をお聞きして、次年度以降の行財政改革に対する町長の明確な考えとか方針が未だ定まっていないということで、残念な思いがしたのですが。そういった答弁を聞いて、この行財政改革に対する町長の姿勢というのか、何となく伝わってきたというような気がしております。ちょっと失礼なことを言いましたが。

現行の行財政改革に対する町長の認識も、漠然とした内容の答弁で、財政運営の改善に繋がったと考えているという風な答弁しかなかったかと、これも少し残念だったなと思っております。

答弁の中で、職員は常に「行財政改革大綱」を念頭に予算編成、事務事業に当たっていると答弁されましたが、議員としての私の立場から見ると、残念ながら町長との見解に少し開きがあるなと感じております。町長は「次期行財政改革大綱」作成に対して、今暫く検討する時間をいただきたいという風におっしゃいましたが、現行の行財政改革の推進期間が残り後半年です。今暫くの検討時間と言われましたが、これは大体どの程度の時間を予定しておるのでしょうか。その辺のところも大まかでいいですのでお答えください。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

再質問にお答えをいたします。いつの時期を目途ということでございますが、これにつきましては「今暫く」というのは、最終的に「総合振興計画」、スケジュール的に11月にお示しいたしますと言っておりますので、そこまでには申し上げましたように「大綱」にするの

か「総合振興計画」に盛込むのかという部分もございますので、そこまでには方針は作っていきたいと思っております。

〇2番(村 上 謙 武)

終わります。

〇議長(米 澤 壽 重)

以上で、村上 謙武 議員の一般質問を終わります。

次に、3番: 菊地 政文 議員

〇3番(菊地政文)

私、40 数年前にある学校を卒業し、初勤務地が市川、住まいが習志野、非常に千葉県でお 世話になりましたので、この度の台風 15 号による被害に遭われた方のお見舞いを申すととも に一日も早い復旧を期待し、一般質問に入らさせていただきます。

ほんの一例として挙げますが、去る令和元年8月23日金曜日に開かれた「福祉講演会」に 参加して、感じたことを一般質問したいと思います。

あらゆる講演会・研修会が数多く開かれ参加している顔ぶれは様々であるが、大多数の参加者は高齢者の方々ばかりと言っても語弊がないように思われる。

今回の「福祉講演会」は、最たるもので福祉をされる側が大多数、中に若干の若い方も参加していましたが、現在、隠岐の島町が直面している大事な高齢者の福祉の講演会を流す、こなす、消化する講演会ではなく、これは批判している訳ではないです。島の全体でしっかり考え、討論し課題解決に取り組むことだと思います。

平日ということから若い方々の参加者が少なく、役場の職員の方も、民間企業の方々も、 自営業の方もみんな地域の一員で、この中にいるべきではないでしょうか。

今一度、この大事な課題は福祉をされる側の高齢者だけで解決して行くものではないとつ くづく思う次第です。

大企業、大都市では自らの役割が見え難い。しかし、隠岐の島町であれば「自分の行動」が社会を変えていくことが実感できる、身の回りの課題解決に取り組む実感が持てるのでは。

そこで、年代のバランスのとれた参加者となるような講演会、研修会とするため、周知方法も工夫し、例えば自営業、自治会、企業に人員を割り当てするぐらいの方法を考えてはと思うが、町長の考えをお聞かせください。

〇番外(町長 池 田 高 世 偉)

ただ今の、菊地議員の「講演会・研修会の参加のしくみ」についてのご質問にお答えします。

町あるいは県が主催する講演会・研修会につきまして議員仰せのとおり、参加者の年齢構成や職種が偏っている場合がございます。参加対象者が決まっている場合は、事前に直接、参加を働きかけていく場合もありますが、全てにおいてそういった事をすることは難しいと考えております。

主催者として参加者の確保に努め、参加しやすい日時、場所を検討していくのは当然の責務でありますが、講師の方との日程調整等もあり、思いどおりにならないこともご理解いただきたいと思います。

今後も多数の方が参加できる企画になるよう心がけてまいりたいと考えておりますので、 ご理解いただきますようお願いいたします。

〇3番(菊 地 政 文)

非常に単純で簡単そうな私の質問でありますが、なかなか簡単そうで出来ないのが、この 参加者のバラツキだと思います。

先ほど、先輩議員が一般質問の中で町長が言われたことが、ひとつの解決策ではないかなと思っている意見を聞いたのですが、町長お分かりですかね。言った言葉、「日頃から、課を超えた横の連携を進めるような指示をしている。」と言われました。この辺を伝えていただいて、今後の全ての講演会、研修会に使ってくれとは言いませんが、これはという隠岐の島町の課題の大きい物には特に、課を乗り越えた参加者を役場の中からでもまずはやっていただきたい。まずは、「小さな事をコツコツと」と言われた参議院議員の方がおられましたが、出来ることを直ぐやっていただければと思いながら、質問をさせていただきました。これで終わります。

〇議長(米澤壽重)

以上で、菊地 政文 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、14時45分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 14時28分)

〇議長(米澤壽重)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時45分)

引き続き、一般質問を続けます。

次に、7番:池田 賢治 議員

〇7番(池 田 賢 治)

通告しております一般質問をいたします。

「FRP 廃船処理経費の軽減化対策」について質問いたします。

本件については、昨年10月に漁業関係者から「老朽化漁船等の廃船処理対策の実施」と題して要望書が提出されており、また、同年12月定例会において、同僚議員からも一般質問がなされたところであります。

「要望書」にもありますように、現在、隠岐の島町における登録漁船隻数は960 隻、その中で10年以上不稼働及び今後も利用が見込めないFRPの未利用漁船は約200隻あり、隠岐支庁水産局の調査では、この200隻のうち西郷港内で約150隻、その他の港で約50隻ということでございます。漁業者の高齢化や後継者不在等により、その廃船処理経費が漁業者に大きな負担となり放置状態が続き、景観上も悪影響を及ぼしている現状であり、早急な対策が求められております。

町長は、昨年の答弁の中で「廃船に多額の費用を要することは承知している。町としても 現状に鑑み、何らかの支援について漁業関係者や県の指導を仰ぎながら支援のあり方を検討 する。」と答えておられます。

その後どのように関係機関と協議検討をされてきたのか、漁業者負担の軽減化対策をどう 考えておられるのか、町長の所見を伺います。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、池田賢治議員の「FRP廃船処理経費の軽減化対策」についてのご質問にお答え します。

このことにつきましては、議員ご承知のとおり、過去に漁業関係者から要望書の提出があったほか、昨年12月定例会において前田芳樹議員の一般質問にも答弁したところです。

また、本議会前にも再度、漁業関係者から同様の「要望書」が提出されているところでございます。

ご質問の「FRP 廃船処分経費の軽減化対策」についてでありますが、町といたしましては、 船舶所有者の高齢化や廃業等で処分費用の負担が困難となり、処理が進まない現状は承知しており、ご提言の何らかの支援について検討する時期に来ていると感じております。

現在、島内で処分できない老廃牛や死亡家畜、廃漁網については、海上輸送費の一部を町が補助しておりますし、廃車につきましては、国の補助制度がございます。

廃船のほとんどが、収入を得るために使用された個人の財産であることを踏まえますと、 処分費用は所有者で負担いただくべきものでありますが、一方で、産業廃棄物である FRP を 処理する施設が島内にない現状を考慮し、廃漁網と同様、海上輸送費にかかる支援等を検討 しておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

〇7番(池 田 賢 治)

町長より答弁をいただきましたが、先ほど申しましたように昨年の10月に「要望書」が出されてもう1年近くになる訳ですが、あまりこれと言った前向きというか進展した回答ではなかったように感じております。

先ほど私が質問したように、関係者と協議した上で今言われたような支援策を考えておられるのかどうかということお聞きしたいのですが。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

関係者との協議はということでございますが、確認をいたしましたところ、軽減対策に特化した協議がなされた訳じゃないですが、ことあるごとに会議について要望は伺っていたと、その結果がこの本議会前に最終的に再度、漁業関係者から私宛に、議会もでしたが「軽減化対策をお願いする」という要望が出てきた。

昨年10月からは、漁業関係者の方もそういった要望をきちんとされておりませんでしたが、 この12月に出てきておりますので、先ほど答弁しましたように軽減化対策を早急にしなけれ ばならないという判断をしております。

〇7番(池 田 賢 治)

ここに、平成28年4月に「隠岐の島町水産業振興計画」が出されております。その計画の中に、「漁船の廃船について」の項目が謳われております。

その内容は、「廃船処分については、産業廃棄物として島外の施設へ輸送して処分しなければならないための負担が大きい、そのためにも係船する場所が確保できない漁船もあり、早急な対策が求められていると、これらの実態を調査した上で国・県の制度を活用しながら、環境担当部署とも協力して放置廃船を無くす取り組みを進めていく。」という計画を出されている訳です。

計画から3年も経っても、何ら対策が出ないため、また対応が遅いために漁業関係者からこういった「要望書」が提出されたのではないかと思われる訳です。

そこで再質問をいたします。

一点目、平成 28 年に計画書が策定された後に、どのように実態調査をされたのか。私は 28 年 4 月に「計画書」が出された時に、こういう風な取り組みを進めていくということは隠岐の島町全体で廃船とか景観が損なわれるような船は何隻いるかという実態を掴んだ上で、

こういう計画を出されていたのではないかという風に考えますけど、どういう実態調査を平成28年4月以降にされたのかということ。

二点目に、平成37年度末(令和7年度末)までに廃船の不法放置を0件とすると計画を出されております。どのように平成28年4月から現在まで、どう廃船を0件にするのかという年次計画が立てられているのか、どうかお聞きしたい。

三点目、この平成28年4月の計画に沿って制度活用のために、本町の補助金といった、または交付金というような要綱はすでに制定されているのか、どうか。

以上、三点について再質問をしたいと思います。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

三点のご質問でした。

一点目が調査実施はされたのかという事ですが、調査につきましては「水産業振興計画」 策定の後に実施しております。調査は終わっております。

また、この3年間という点でございますが、町としましては町村会、あるいは離島振興協議会の方に制度化の要望をずっと続けてまいっております。ただ、制度化がなされていない中で町としても動かなくてはならないという時になってきていると。その一番が、昨年末ですか私が漁業関係者代表の方3名とお話し合いもさせてもらっております。担当部署ではなく直接漁業関係者といろんな方策を考えましたが、廃船処理の施設とかいろんな部分もございましたが、なかなか施設設置に至るまでのことは難しいというような判断も最終的にはしたところです。

次に、令和7年度までの廃船0(ゼロ)計画があるかということでございますが、実際に調査が終わった中でまだ「実施計画」まで策定しておりません。今後、「水産振興計画」に基づいて「廃船処理計画」も策定しなければならないと思っております。

したがって、支援策が出来ておりませんので要綱等は制定されておりません。今回の質問の回答で申し上げました海上輸送費に係る支援等の検討等はしてはおりますが、これにつきましては既に、廃漁網の制度がございますのでそれに基づいた同等な、あるいはその中に組み込んで海上輸送費の支援をしていきたいという風に考えております。

〇7番(池 田 賢 治)

三点の質問の回答をいただきましたけど、今までの一般質問の中でも皆さんスピード感がないと言われております。そういった中で、28 年 4 月に出されてから 3 年も経ち、去年の10 月に「要望書」が出され1 年も経ち、やっと廃船運送費について支援をするという少し前

向きな部分が出てきたかなという回答ですので、一日も早く交付金の要綱に入れたものが公表できるように、また「年次計画」でこれをどのようにやっていくのか、新年度予算も近くなってきますので早急に協議され、公表できるものはきちんと公表していただきたいと思いますので、その辺のところをもう少し所感を。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

新年度予算また皆さんにお世話になると思いますが、新年度予算の方に計上していきたい と思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

〇7番(池 田 賢 治)

終わります。

〇議長(米 澤 壽 重)

以上で、池田 賢治 議員の一般質問を終わります。

次に、9番:前田 芳樹 議員

〇9番(前田芳樹)

それでは、早速質問に入らせていただきます。

「戦没者慰霊碑の維持管理」についてです。

戦没者慰霊碑の維持管理が困難になって来たと言われておりますが、本町ではどのような 状況でしょうか。戦没者を慰霊するための史的建造物として維持すべきではないかという点 についてでございます。

平成30年10月から12月にかけて全国の自治体が厚生労働省の意を受けて実態調査をしたようですが、本町においてはどのような状況であったのでしょうか。

全国的には損壊状態にある慰霊碑が743基あることが判明して、厚労省は補助金制度を始めたが、平成30年までにわずか6件しか制度の利用が無く、対処が停滞しているといいます。

各地に点在する戦没者慰霊碑は、軍国主義教育の象徴的な遺物でこれに公費を投ずるのは 政教分離を定めた憲法違反だとして司法の場で争われたことがあるそうです。

日清・日露・日中・太平洋戦争の戦没者を讃えることで皇国のために命を懸けることを正 当化させる役割が慰霊碑にはあったのです。約230万人もの戦没者を出した日中戦争・太平 洋戦争期には日本の海外進出を正当化する標語である「大東亜共栄権」「八紘一宇」という 掛け声の象徴ともされた訳です。

しかし、終戦から74年が経ち、すでに司法の場でも「慰霊碑はもはや過去の軍国主義の宣伝を目的とするものでは無く、特定の思想・信条・宗教を超えた戦没者記念碑だ。」との判断

が確定しているそうでございます。

現在では、不条理な戦争を今に物語る重要な歴史的証拠でもあるのです。戦争の悲惨さを体験した方々も減り、戦争を知らない世代が大多数を占めるようになったのも時の経過の必然でございますが、二度と過ちを繰り返さないために歴史の一部を消してはならないとも思われます。

昭和18年当時15才であった、ご高齢の婦人の実感のこもったお話しを伺う機会がございました。26歳と23歳の兄二人を戦死で失ったということでしたが、その不遇の時代に生まれたばかりに赤紙1枚で徴兵され、遺骨も戻らず、無惨極まりない戦死を余儀なくされた若き2人の兄達を愛おしみ、平和を願うお話しでありました。

それによりますと、「夜も更けて役場の徴兵係が長兄の戦死通告に来たときには、呆然自失になってしまいました。 徴兵係が直立不動の最敬礼をして『名誉の戦死を遂げられました。 おめでとうございます。』と言って帰ったあと、ちぎれんばかりに母親が私に抱きついて泣き 叫び二人で朝まで泣き明かしました。名誉の戦死と言うけれど、厳しい言論統制の中であっても肉親への愛おしい気持ちは抑えられません。今なら大学の新卒で前途洋々のはずなのに、食うものも無くミミズやトカゲを食料にして涙と泥と垢にまみれて苦しみながら殺され棄てられ腐っていった兄、誰にも看取られず骨も拾ってもらえず葬式も無し、こんな不憫なことは無い。兄が哀れでならない。今の日本の繁栄は兄のような大勢の戦死者たちの「屍」の上にあることを忘れてもらいたく無い。こんな年老いた私にも矜持はあります。ほんとうの意味での遺族は『弔慰金』などのお金ではありません。優しい心の通った弔意をくだされば心も晴れます。苦しみながら戦中戦後を支えた者はもう僅かしか生きておりません。優しい心をください。とにかく戦争はしてはなりません。今の総理大臣を始め、ほとんどの人が戦争の恐ろしさ、苦しさ、虚しさ、惨虐さ、人間の尊厳が失われる不条理さを全く知っておりません。心がハラハラします。平和は何物にも代えられません。」とのお話しでございました。

何を申したいかとすれば、慰霊碑が悲惨な戦争の歴史を刻む重要な史料であることと民間の管理者団体が衰退してきた現状では、慰霊碑を心のよりどころにしているであろう戦没者遺族達の想いを大切にしながら、国や自治体が維持管理に参画せざるを得ないのではないかと思われます。本町においても方策を講じて、慰霊碑の維持管理に対処すべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いします。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、前田議員の「戦没者慰霊碑の維持管理」についてのご質問にお答えします。

まず、平成30年度に厚生労働省からの依頼を受け実施した「民間建立戦没者慰霊碑調査」における本町の状況についてお答えします。

本町には、西郷地域に7か所、布施・五箇・都万地域にそれぞれ1か所ずつと合計10か所の民間建立戦没者慰霊碑が存在します。主に在郷軍人会により、古くは明治29年、新しいもので昭和43年に建立されたもので、設置箇所は、公園、墓地、神社の境内などとなっています。現在の管理者は、遺族会、神社などであり、日々の維持管理は遺族会の会員、周辺地域の住民の方々により行われているのが現状です。

次に、維持管理に係る町としての考え方につきましては、「民間により設置されたものであり、その維持管理につきましても民間により行われるのが基本」であると考えておりまして、 町が直接維持管理を行う考えはありません。なお、史跡としての取扱いについても、慰霊施設という性格上、現時点で文化財などへの指定は困難であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

〇9番(前 田 芳 樹)

全国的な状況に比べまして、本町では現在のところ難なく維持されているというところで一安心だと思います。ただ、何れ将来、民間団体がより衰退した時には行政も何らかの係わりを持たざるを得なくなってくるのではないかと思います。その時には、対処すべきだろうと思います。以上といたします。

〇議長(米 澤 壽 重)

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問を終わります。

最後に、4番:石橋 雄一 議員

〇4番(石 橋 雄 一)

それでは、三点ほど質問をさせていただきます。

まず始めに、「隠岐の島町総合振興計画の進捗状況」について伺いたいと思います。

本年、7月に地域振興課より「第1次隠岐の島町総合振興計画(平成20年~令和元年)~隠岐 人のこころをもって~検証報告書」が出されています。その他に「資料編」、「アンケート編」 と3部構成になっています。

これらを基に質問させていただきます。

この報告書の内容について伺います。

報告書の内容をみると、「各論に終始して本論が見えてこない。」「主題が何なのか分からない。」「抽象表現に終始しており効果が確認できない。」「それぞれの実施内容が総論的で実施

出来たのか出来なかったのかはっきり確認できない。」「小学生にこのテーマでのアンケートは難しすぎるのではないか。」「総合的な課題、問題点の抽出に至っているか。」等々の感想を持ちました。主題のない脈絡のない文章の小説を読んでいるような気持になりました。

起承転結がなく、PDCA サイクルの循環に結びついて行かないように思いますが、町長のお考えお聞かせください。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、石橋議員の分割質問一点目「総合振興計画の進捗状況」についてのご質問にお答えします。

この度は、「第1次総合振興計画の検証報告書」の内容についてご質問をいただきましたが、 議員仰せのとおり、報告書は、総合振興計画に掲げる基本施策ごとに検証した「本編」と、基 本施策に関連する項目が計画を策定して以来10年間でどのように推移したのかをデータとし てまとめた「資料編」、そして町民の皆様方に第1次総合振興計画や今後のまちづくりに対し てのご意見をいただくために実施したアンケート調査の結果をまとめた「町民アンケート結果 編」の3編から構成されています。

平成20年に策定されました「第1次総合振興計画」では、現在の総合戦略のようなKPI(重要業績評価指標)等の具体的な目標を定めておらず、全体的に抽象的な表現となっており、計画全体の総合的な評価を「本編」で明確に書き表すことがなかなか難しいところもございましたので、出来るだけ客観的な観点から評価できるように「資料編」と「町民アンケート結果編」をそれぞれ加えたところでございます。

いずれにいたしましても、「第2次総合振興計画」では、KPI等の具体的な目標を定めることで、PDCAサイクルにより適正な計画の進行管理に努め、町民の皆様方と計画の進捗状況やその成果を共有できるようにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

〇4番(石 橋 雄 一)

再質問させていただきます。

この「検証報告書」、エブリィプランは係わったのかどうか、伺いたいと思います。

町長も読まれたと思いますが、はっきり言うと「まとめ」になっていないのでは、と思いますね。先ほど、KPI 云々の数値目標であったりとか、抽象的な表現というようなこと等、問題として挙げられたのですが、そちらというよりもどちらかと言うと、まとめる能力の問題かなという風に私には見えるのですが。まとめになっていない様な気がします。

最上位計画の10年間の「検証報告書」として、今の隠岐の島がどういう問題を抱えているのかということがあぶり出されていない様な文章に私は見えました。それが人の能力の問題なのか、それともその他、人口減の問題なのか、そういったところまで突き詰めて検証の報告になっていないといけないところが、各論の羅列ばかりで、まとめる視点というものが感じられない。これでは「検証報告書」にならないのではないかと、これをもって「次期第2次総合振興計画」に反映させていくのか、私は過去、プランニングの経験もありますけども、この資料を読んで「第2次総合振興計画」に反映させるということが、私的に言うと、どうしても出来ないなあという風に思っているのですが。その辺り、町長如何ですか。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

再質問にお答えをいたします。

まず、第一点目のエブリイプランの係わりでありますが、直接な係わりはもっておりません。取りまとめもエブリイプランに入ってもらっていることはありません。多少お伺いすることはあったという、今、確認でございます。

「まとめ」になっていないということでございますが、能力という部分では少し考え方が違うと思っております。能力の問題でなく。

私が申し上げましたように、「第1次総合振興計画」が目に見える目標設定がない。その当時はそれで了承が得られたと。その部分で明確に達成率が見えないことから、文章で表現すれば抽象的になってしまうということでございまして、今後は「第2次総合振興計画」におきましてはきちんとした目標達成率がちゃんと目視出来るような形でやりたいということでございます。

「第1次総合振興計画」につきましては、きちんとした数値目標が無かったという点が、より不明瞭にさせている部分はあろうかと思います。「第2次総合振興計画」にまとめをどう活かすかは担当部署の方できちんと検討しておりますので、課題はまた皆さんにきちんと提示できると思っております。

〇4番(石 橋 雄 一)

少し再々質問をしますが、KPI というのは本当の最終的な手段の問題で、やはりこれは抽象的にならざるを得ないと思うのですが、大目標は人口減対策をどうするかという問題だと思うのですが、最初に出てくるのは。

そういった部分から段階的に落ちていって、起承転結をさせるのが「報告書」ではないか と思うのですが、これは欠落していると私は言いたかった訳ですけど。これ以上言ってもで すので止めますが、10年間やってきた「第1次総合振興計画」の総括というものは、明確に きちんとやっておくべきものだと思います。で、今挙がっている「検証報告書」では中途半 端で反映が出来ないのではと指摘しておきたいと思います。

二番目の質問に移りますが、「隠岐地域水産物の島内流通検討会」というのが、本年8月24日の新聞紙上において隠岐の水産物の流通改善を目指して「隠岐地域水産物の島内流通検討会」が、県農林水産部が事務局を務め、隠岐の島町始め14団体20人で発足したとの記事が掲載され、既に27日には初会合が開催されたとの記事も出ています。

以上を受けて伺います。

隠岐の島町の検討会参加への考え方、スタンスをお聞かせください。県の主催という事だが、隠岐の島町はどのような考えで、また立ち位置、スタンスはどのようなものかお聞かせ願いたいと思います。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、石橋議員の分割質問二点目「隠岐地域水産物の島内流通検討会の開催」についてのご質問にお答えします。

この度、島根県農林水産部が事務局となり、隠岐の水産物流通のあり方について改めて議論を交わし、隠岐の水産物の魅力発信と地位、経済の発展を図るための検討会が設置され、8月27日に第1回目の会議が開催されたところであります。委員の構成は、商工、流通、漁業、行政の関係者等からなっております。

「検討会参加の考え方、立ち位置」についてでありますが、町としましては、それぞれの 団体の抱える課題や問題点を再認識するとともに、島内流通の課題解決に向けた取り組みの ため、町の所有する情報や資料について積極的に提供するとともに、求められれば町として の意見を申し上げたいと考えております。

今回の検討会で議論される内容については、行政がこうして欲しいとか、こうするべきとか口をはさむべきではないと認識しており、それぞれの関係機関の代表の方が、制限や事情のある中で、お互いを理解した上でより良い枠組み、環境を構築していくものと思っております。

そして、その結果が、それぞれの産業振興につながるとともに、ひいては観光客の方々や 飲食店、宿泊施設等にも波及し、隠岐の島町の活性化に繋がればと考えておりますのでご理 解いただきますようお願いいたします。

〇4番(石 橋 雄 一)

今日は新聞記事を持って来ておりますけども、27日、24日と28日に関連記事が「山陰中央新報」に掲載されております。私が聞きたかったのは、島内への水揚げが1割に満たないというこの問題について、町長はどのように考えておられるのか。このままでいいと思っておられるのか、改善したい意向があるのかどうなのか、お考えをお聞かせください。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

この件につきましては、ご案内のとおり住民の皆さんをはじめ、個人的な私の考えといたしましても、従来から引き続き長年の懸案事項だという認識をしております。

ただし、この部分につきましては水産業関係者の方々がおられる訳でして、町が指示することではございませんので話し合いを待つ、あるいはその中にあって町としてお願いができる部分がある時にはお願いをし、協議の中にも入らせていただければという思いはあります。

〇4番(石 橋 雄 一)

お願いということでもいいですので、是非ともこの問題について、町長在任中に解決したいという意欲を示してもらいたいですけども、この問題というのは、新聞紙上でもおかしな事が書いてあって、「観光のための新鮮な鮮魚を島内に流通させる。」という風な結論になっているのですが、私はちょっと違うのではないかと思うのです。

この問題を解くには、最終流通場所の問題をきちんと考えていくことが必要ではないかと思うのです。それは要するに、大型ショッピングセンターであったりとか、また私が従来から申し上げている道の駅であったりとか、こういった最終の消費地を整備する。あるいは話しをつける。あるショッピングセンターでは境港の水産物卸業者から冬場の安定供給、漁が無い時の安定供給ということで保険の意味でも境港から魚を入れている訳ですが、やはりこれらの最終の流通場所との折衝が必要ではないかなと思います。

数字的に隠岐の島町のマーケット、例えば鮮魚だけに限っても相当大きな物がある億単位、 恐らく3億から4億あるんじゃないかなと思いますけれども、これだけの大きなマーケット を抱えている中でわざわざ島外に出して、島外からまた持って来るというのは。冬場とか漁 が無い時期とか、今は冷凍システムも最新の物が揃っているということで、相当発達してき ている中で、そういった物を使いながら最終消費地である大型ショッピングセンターであっ たりとか、話をつけていくというようなことが必要だと思うのですが、その辺りの話の持っ て行きようというか、町長どのように思われますか。この辺は理解されてますか。

〇番外 (町長 池 田 高 世 偉)

ご質問にお答えをします。特に今の新聞記事については、特に「観光」という視点で書か

れた記事だと思います。当然、我々住民にとっても必要なことでございますので、記事としてはそういう書き方をされたんだと思います。

議員のおっしゃる、最終的な小売店、販売店の問題もあります。最初の答弁で申しましたように、あくまでも結果が産業振興に繋がってひいては観光客の方々、飲食店、宿泊施設に波及するという言い方をさせていただいておりますので、その点、ご理解いただきたいのですが、その最終的な小売店、販売店に対して私がどのような対応をするか、それはなかなか「こうしなさい。」と言えるものではないということを理解いただきたいと思います。

ただ、思いはここで皆さんに報告しているとおり、個人的にも隠岐の魚が直接、我が島に 入るようなシステムが出来ればいいなと思っております。市場の関係等、まだまだいろんな 大きな問題もございますし、市場を外してどうするかという問題もございますので、関係者 の方々のご理解を得ての対応なのかと思っております。

〇4番(石 橋 雄 一)

この話については、JF も含めて非常に消極的だと、「島内に魚を回すな」とまで言っているという話もちょっと聞いているんですよ。何でそんなこと言っているのか意味が分からない。これで終わりますけども、やはり島内の人々の生活にとって必要なシステムだと思いますよ。これをどうしても作っていく必要があるだろうと思います。

是非とも、指示じゃなくて相談しながらやって行く姿勢を隠岐の島町としても見せていた だきたいと思います。

最後の質問になりますが、「観光振興」について伺います。

昨年から大手アウトドア用品メーカー、国内航空会社のフラッグシップ、同じくアウトドア用品メーカー、そして現在隠岐空港に就航している FDA 等々と立て続けに国内の大手観光関連会社が隠岐を訪れていると聞いている。大手アウトドア用品メーカーなどは「隠岐をアウトドアの聖地にしたい。」とまでおっしゃって、隠岐に注目しているという風に伺ってます。

また、昨年来実施されてきた「観光戦略推進会議」、これは課長と立話ししている中で「ちょっと止まっている。」ということ伺ったので、「第2次隠岐の島町観光振興計画」の進捗をどうやっていくんだという風なことですね。今年の3月に1回やってから実施されてないと思いますけども、ここにきて隠岐の島町の観光施策が立ち往生を始めているのではないかと危惧していますが、以上を受けて伺います。

これら大手会社はそれぞれ何の目的で隠岐を訪れているのか、そしてどのような考えのもと対応をしたのか伺いたいと思います。

次に、観光戦略推進会議チェックの受け皿をどうして行くのか、また今後の隠岐の島町の 観光政策についてどのように行っていくのか伺いたいと思います。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ただ今の、石橋議員の分割質問三点目「観光振興」についてのご質問にお答えします。

一点目の「大手アウトドア用品会社や航空会社への対応」についてでありますが、申し上げるまでもなく、JAL、FDAといった大手航空会社は、隠岐空港の利用促進には欠くことのできない事業者でありますので、日常的な業務連携はもちろん、時にはこちらから本社や支店を訪問したり、また隠岐空港利用促進協議会の理事会や総会にもオブザーバーとして出席いただいたり、情報交換を積極的に行い、その信頼関係の構築に努めているところでございます。

アウトドア用品メーカーの関連についてでございますが、今年6月と7月にJALが隠岐での「グランピング可能性調査」に来島された折に同行され、町や観光協会などの案内で、島前を含む各地域の現場を確認され、情報提供や意見交換を行ったところでございます。自然、食材、文化など高い評価をしていただいてはおりますが、これらの企業が想定するサービス展開の実現に向けては、「人材の確保や投資回収可能なコスト運営ができるか等検討を進めていきたい」というように伺っているところでございます。

二点目の「観光戦略推進会議のチェック、また今後の観光施策」についてでありますが、 戦略会議につきましては、今後も引き続き観光協会をはじめとする各団体や事業所に対して、 密接に連携を取りながら振興計画の具現化に向けて、目的とする効果が獲得できるよう運営 してまいります。

ただ、会議の進め方につきましては、改善の必要があるのではないかと認識しております。 優先順位の高い事業や組織の横連携の必要な事業など、テーマを絞り、その内容と分析資料 の準備のあり方などを再考し、深く掘り下げた議論と点検が活発に行われるような創意工夫 をしながら進めてまいります。

今後の施策につきましても従来どおり、商工会や観光協会、隠岐汽船や旅行事業者といった民間事業者とも常に情報を共有し、問題または目的意識を明確に持って、共に行動できるよう引き続き進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

〇4番(石 橋 雄 一)

話が進まないので具体的なメーカー名を出しますが、「モンベル」について記述が無いですが、これについて3月に町長と鳥井商工観光課長は大阪本社まで行かれたということまで

分かっておりますが、これについてどういう対応をされたのか聞かせてください。

〇番外(町長 池 田 高世偉)

ご質問の「モンベル」の対応でございます。昨年11月にモンベルの会長が別件で来島された折に、商工観光課長、隠岐の島町観光協会理事と事務局長がご挨拶と意見交換をさせていただいたのをきっかけといたしまして、先ほどお話しがありましたが本年3月に大阪のモンベル本社を表敬訪問させていただき、隠岐の島の印象等いろいろ意見交換をさせていただきました。大変高い評価をいただいております。

今後は本町のアウトドアアクティビティのグランドデザインを画くことからお手伝いをしますと言う、ありがたいお言葉もいただいておりますので、担当部署において前向きな連携が図られるよう勉強をしていきたいという風に考えております。

〇4番(石 橋 雄 一)

この一連の話しというのは、隠岐の島町にとって大変ありがたい話で隠岐が持っている観光のポテンシャルについて、私も今個人的にいろいろやっているものですから、いろんな島外の人にも話しをするんですけども、隠岐のポテンシャルの高さについてはどの方も間違いなく指摘される訳で、私はこのことは"まちおこし"にも繋がることでもありますし、これは特別編成のチームを作ってでも何とか対応していかないといけないのではないかと。

私の認識では、隠岐の島町の観光がもう一周以上遅れている。一番新しい建物でも30年前以上に建った施設しかないということで、観光の基本となるこういった施設とかそういったものすごく遅れていて、期待されているにもかかわらず応えられないという事象が今の現実のところじゃないかなと思っております。という訳ですので、ひとつ鳥井課長も含めて特別編成のチームを作ってでもいいから、是非とも対応していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

〇議長(米澤壽重)

以上で、石橋 雄一 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日9月18日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

(散 会 宣 告 15時40分)